

令和4年度 第3回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和4年9月20日（火）11時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 多目的ホール

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正について

- 2) オンデマンド交通社会実験の取組状況について

3 閉 会

令和4年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしぼし ゆういち 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	くせ かずひこ 久世 和彦	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	にし とくよ 西 十九代	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

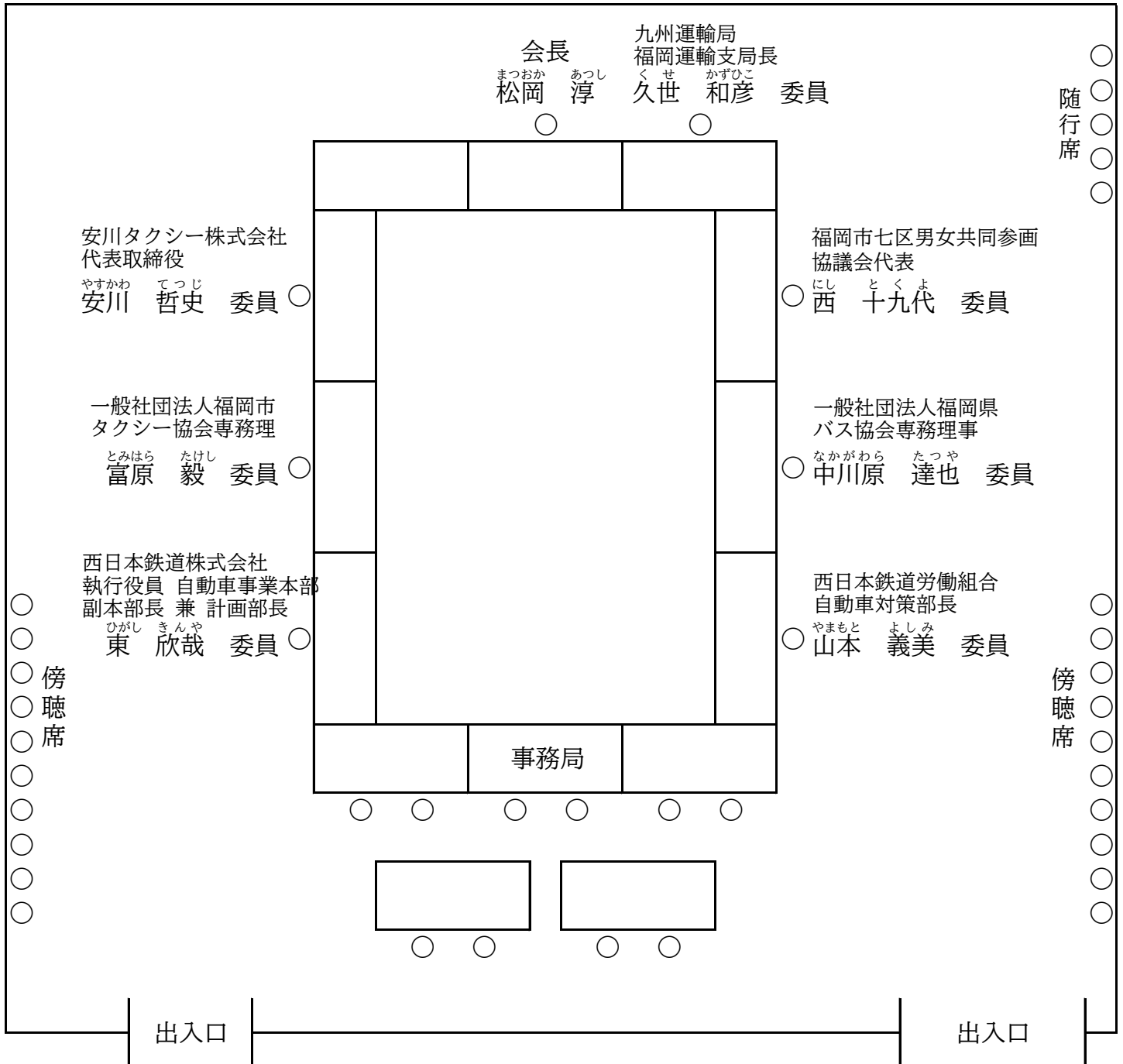
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たなか とよひさ 田中 豊久	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和4年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和4年9月20日（火） 11時00分から

会場：エルガーラホール 7階 多目的ホール



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題2

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

議題1

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8月16日規則第112号

平成26年 3月31日規則第89号

平成28年 3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

■福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正について

○主旨

福岡市地域公共交通会議については、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う組織として、平成19年8月に設置されて以降、福岡市の公共交通について様々な議論が行われてきた。

近年、オンデマンド交通をはじめ新たな交通手段も登場する中、より詳細な説明等を本会議の場で柔軟に行うことで、効果的な議論や円滑な会議運営が図られると考えることから、必要に応じて市職員以外の関係者の説明等を行うことを可能とするよう、運営要綱を改正するもの。

○要綱改正（案）

現 行	改 定
（趣旨）～（委員の代理） 第1条～第3条 [略]	（趣旨）～（委員の代理） 第1条～第3条 [略]
（会議の議事進行） 第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。	（会議の議事進行） 第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。
（傍聴の取扱）～（書面開催） 第5条～第7条 [略]	（傍聴の取扱）～（書面開催） 第5条～第7条 [略]
附則 この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。 この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。	附則 この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。 この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。 <u>この要綱は、令和4年 9月 日から施行する。</u>

○適用時期（案）

今回会議の議決後、すみやかに適用するもの。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(裏面に続く)

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
 - (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和 4年 9月 日から施行する。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

1. はじめに

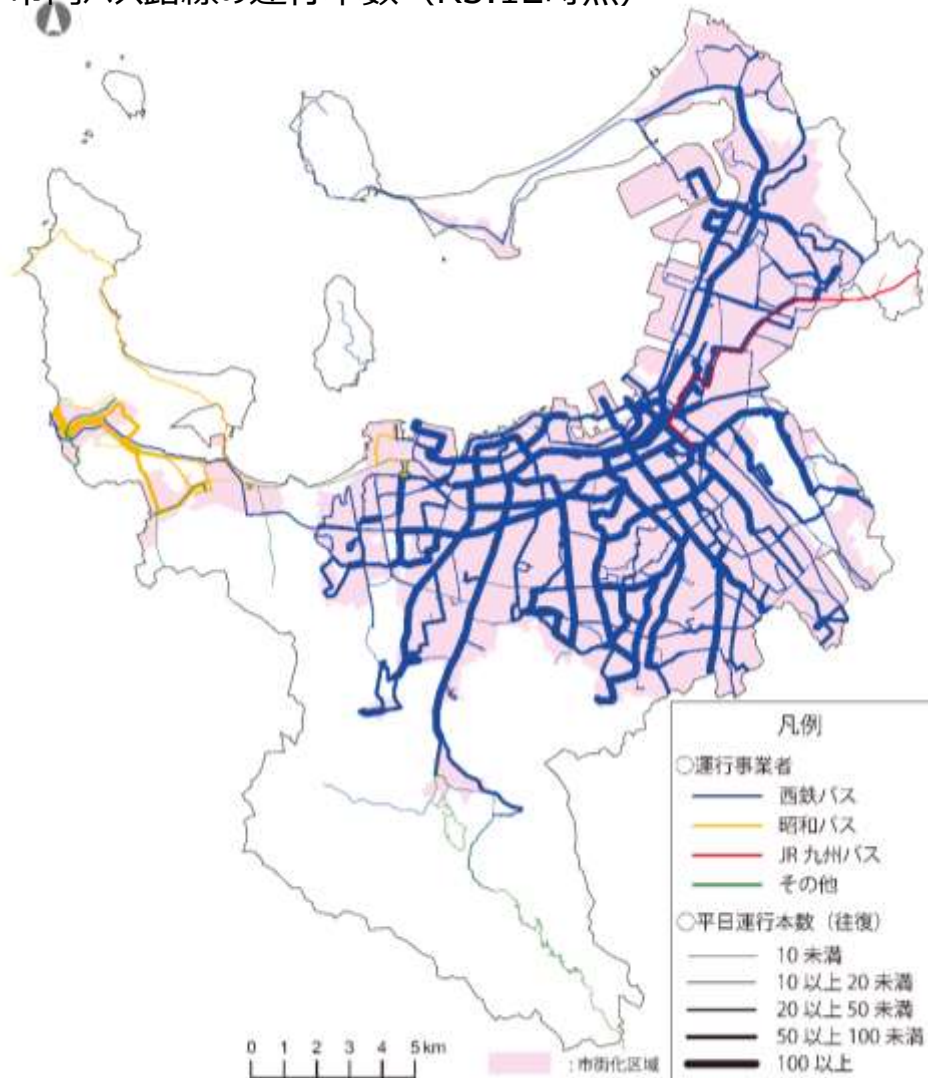
郊外部の人口減少や高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

平成14年の道路運送法改正直後にはバス路線の休廃止が相次ぎ、近年では、高度経済成長期に開発された住宅地における高齢化が顕著となり、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっている。

2. 市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

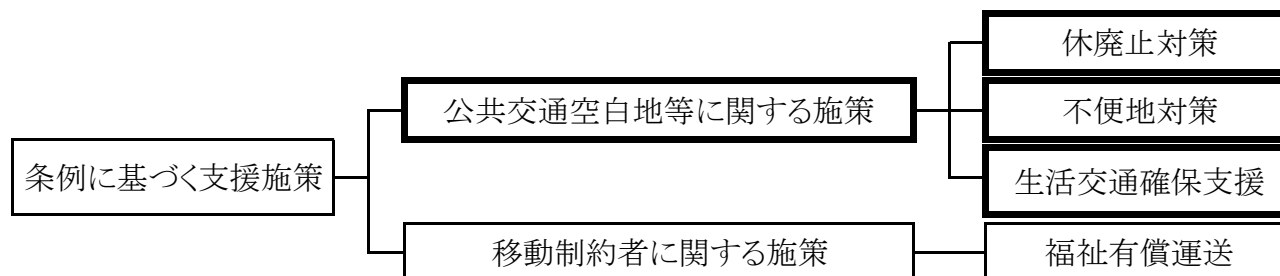
市内バス路線の運行本数（R3.12時点）



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

3. 生活交通条例に基づく支援施策

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、**地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる。**



(1) 休廃止対策

バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。

(2) 不便地対策

バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域主体の生活交通確保の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行う。

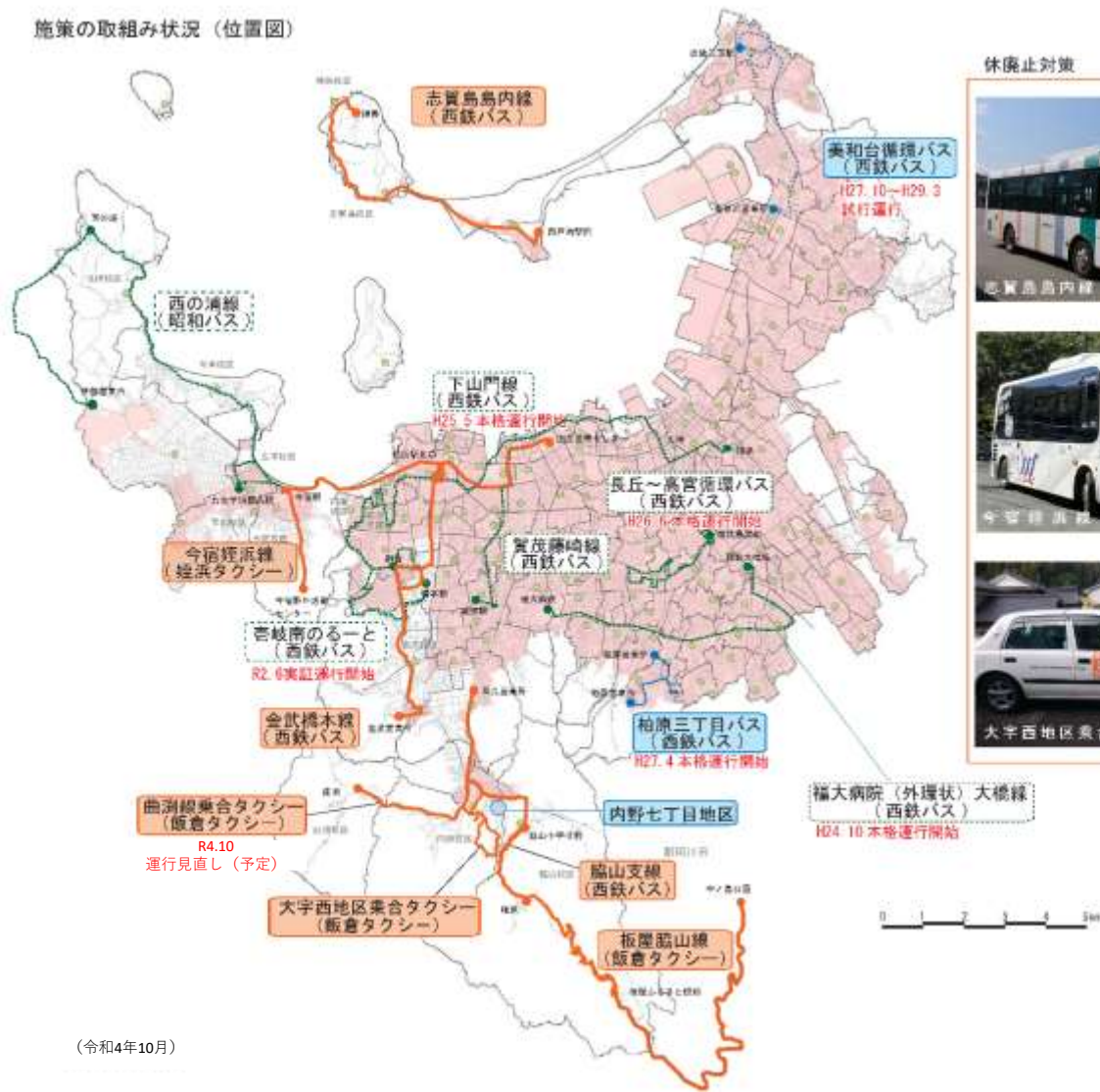
(3) 生活交通確保支援

休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

3. 生活交通条例に基づく支援施策

施策の取組み状況（位置図）



休業止対策



生活交通確保支援



福大病院 (外環状) 大橋線 (西鉄バス)
H04.10 本格運行開始



【凡例】	休業止対策
	不便地対策
	生活交通確保支援
(参考)	
	市街化区域
	小学校

(令和4年10月)

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

4. 生活交通の課題等

- ・高齢化の進展等により、高台など公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題
- ・バス運転手不足に加え、コロナ禍でバス利用者が減少するなど、路線の維持が課題

R1住民意識調査の主な結果（高齢者）





- ・居住地の公共交通は約8割の方が概ね便利と回答
- ・外出頻度は週2～3回で日中の買い物等の移動がある
- ・年齢が高くなるほど無理なく歩ける距離は短くなる など

その他、寄せられる地域の声

- ・自家用車がない人や免許返納者も増え、交通手段の確保が課題
- ・バス停まで遠く、道路が狭い地域で買い物等に苦慮
- ・高台で自宅からバス停まで歩くのがつらいが、金銭的余裕もなく歩いている など

○市内で幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている一方で、高齢化の進展等により、無理なく歩ける距離も短くなるなど、よりきめ細やかな交通手段が求められている。

<一般乗合>

路線バス（中型バス） （中型バス：定員約50人）	路線バス（ミニバス） （ジャンボタクシー：定員約8人）	オンデマンド交通 （ジャンボタクシー：定員約8人）	予約型乗合タクシー （小型タクシー：定員約4人）
<ul style="list-style-type: none"> ・路線を設定し、時刻表に沿って乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学等まとまった需要に対応、コストは高い ・住宅街などの狭い道路は運行不可【事例】志賀島島内線等 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線を設定し、時刻表に沿って小規模の乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・中型バスよりコストは低いが、輸送量は小さく、採算性確保が困難 ・小型車両で狭い道路も運行可 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行区域を設定し、予約に応じて、都度、乗客を運送（時刻表なし）  <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内に乗り場を細かく設定可能 ・予約に応じた効率的な運行により、中型バスよりコストが抑えられ、利便性も高い【事例】巻枝南のろーと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行区域等を設定し、予約に応じて、時刻表に沿って乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・需要が少ない地域でコストを抑えて運行 ・輸送量が小さく採算性確保は困難【事例】大字西地区乗合タクシー等
<p>大 ← 輸送量(利用者) → 小</p>			

新たな乗合サービス

<一般乗用>

タクシー （定員10人以下）
<ul style="list-style-type: none"> ・予約等に応じて、乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・自由経路ドアツードア <p>（運行ルートを定めず、需要に応じ、乗降場所の指定も行わない）</p>

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. オンデマンド交通の事例

(オンデマンド交通の事例)

福岡市
西区吉岐南地区
「吉岐南のるーと」
※実証運行中



長崎県五島市
富江地区
「チョイソコごとう」



五島市:ホームページより

実証期間 : R2.6~R5.5 (3年目)
運行時間 : 8:30~18:30
運行台数 : 1台 (乗客定員8名)
運行エリア : 約2.0km×約1.5km
エリア内人口 : 約1万人 (高齢化率37%)
運賃 : 300円/回
予約方法 : 電話・アプリ

運行期間 : R3.4~ (R2.10~R3.3実証運行)
運行時間 : 8:00~15:00 (平日のみ)
運行台数 : 1台 (乗客定員4名)
運行エリア : 約16km²
エリア内人口 : 約4,500人 (高齢化率47%)
運賃 : 300円/回
予約方法 : 電話

主に1校区運行(活動3年目)

(吉岐南のるーと1日平均利用者数)



(令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議資料より)

(オンデマンド交通)

- ✓ 時刻表がなくアプリや電話で予約、AIが選んだ最適なルートで運行
- ✓ 面的に一定の需要が広がるエリア内での比較的短距離の移動に用いられる



国土交通省:ホームページより

- オンデマンド交通は、小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行するため、路線バス(中型バス)に比べ低コスト。
- また、乗り場の細かな設定も可能(協賛の面でも期待)

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

6. 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、高台など公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題
(高齢者の主な移動ニーズ^(R1調査))：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、**持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要**

オンデマンド交通

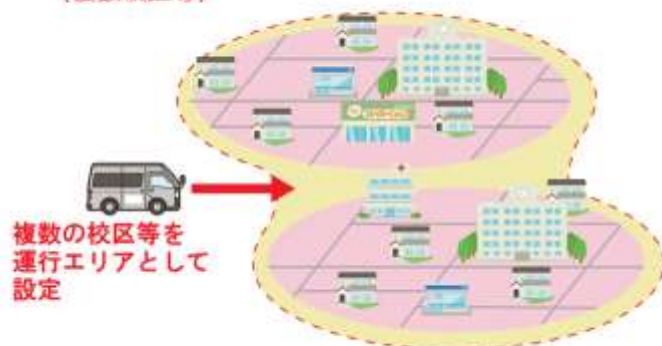
- ✓ 小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行
- ✓ 路線バスに比べ低コストで、乗り場の細かな設定も可能（協賛の面でも期待）

様々な実情を踏まえると

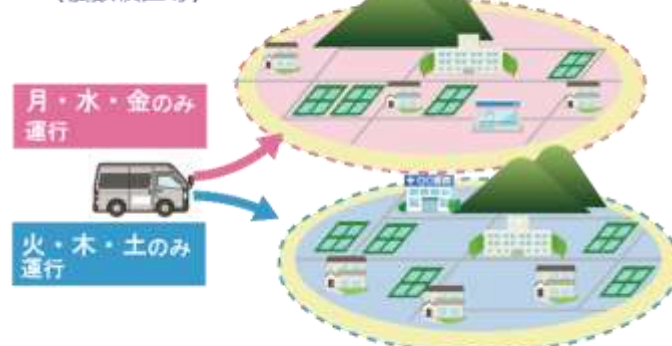
- **運行内容の工夫**（①複数校区等の広いエリアでの運行、②曜日ごとにエリアを組み合わせた運行）や**運賃以外の収入確保（協賛）の工夫**を行うことで、**展開の可能性あり**

- **取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施**
持続可能とするため、地域の積極的な参画のもと、**地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施**

例1：広域運行（柔軟なエリア設定）
(複数校区等)



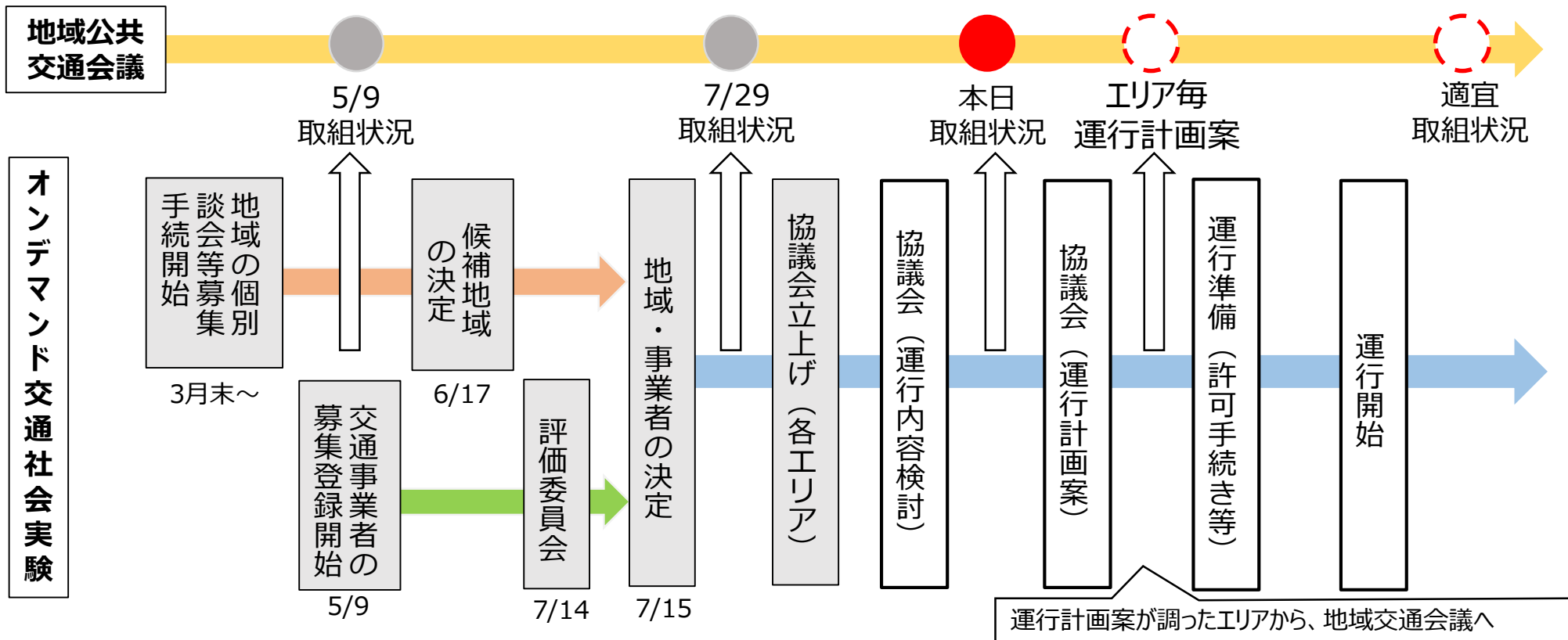
例2：曜日別運行
(複数校区等)



※ 2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせて運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

7. オンデマンド交通社会実験の流れ



○地域公共交通会議・・・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するため設置。地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通便利の確保・向上に寄与するよう努める。社会実験も適宜、事業の取組状況を報告、ご意見を頂き取り組んでいくもの。

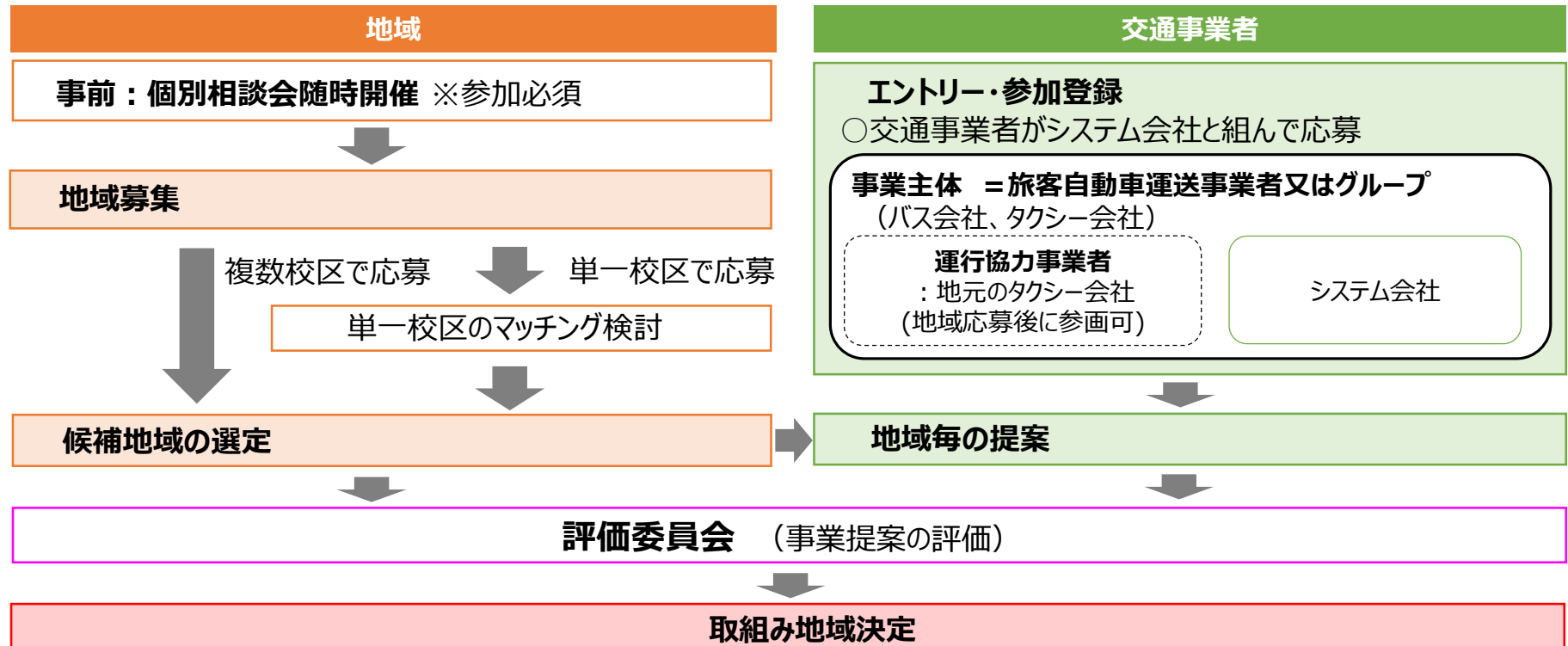
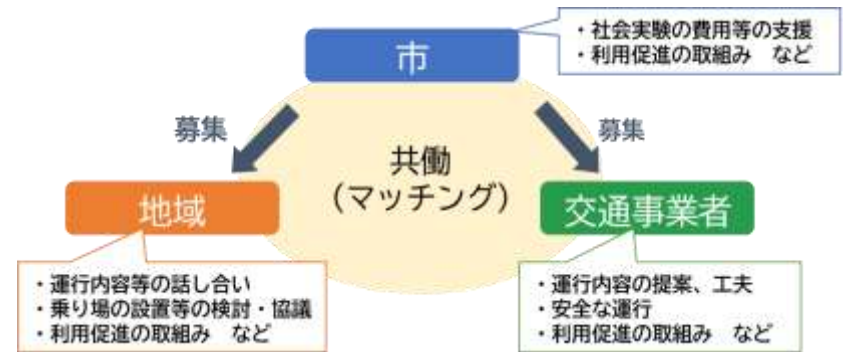
○評価委員会・・・社会実験の交通事業者の選定について、公平性を確保するとともに、広く専門的かつ客観的な視点から意見・評価をいただくため、限定的に設置したもの。

○協議会（各エリア）・・・各運行エリアの地域、交通事業者、市で、運行内容の検討など社会実験に取り組むもの。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

8. 地域・交通事業者の募集の流れ

- 市と共働で、運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集
- 評価委員会による交通事業者の評価等を経て、市で地域と交通事業者をマッチングし、決定



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

9. 地域および交通事業者の募集条件について

地域

- (1) 公共交通が不便な地域※を含む地域であること**
※バス停から概ね500m以上、駅から1km以上離れた地域
※バス停・駅との高低差が概ね40m以上の地域
※バス停・駅までの経路について、迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域
- (2) 面的に一定の需要が広がり、複数校区等で広域、曜日別運行等に取り組む地域であること**
- (3) 生活交通の必要性を認識し、その確保に向けて他校区と連携し、主体的な取組み※ができること**
※地域の主な役割として、交通事業者や市と協力して取り組んでいただくこと
 - ・運行内容等を話し合う場の立ち上げ・運営
 - ・乗り場の設置などの検討・協議
 - ・地域企業等からの協賛に関する協議
 - ・地域住民への周知、利用促進の取組み
- (4) 個別相談会に参加していること**

交通事業者

- (1) 道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者又は事業者グループであること。**
- (2) AIオンデマンド交通システム (AI (人工知能) を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム) を用いた運行が可能であること。**
- (3) 運行を行う事業者は福岡市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等の拠点を有すること。**
- (4) 税・暴力団対策等に関する資格要件を満たしていること。**

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

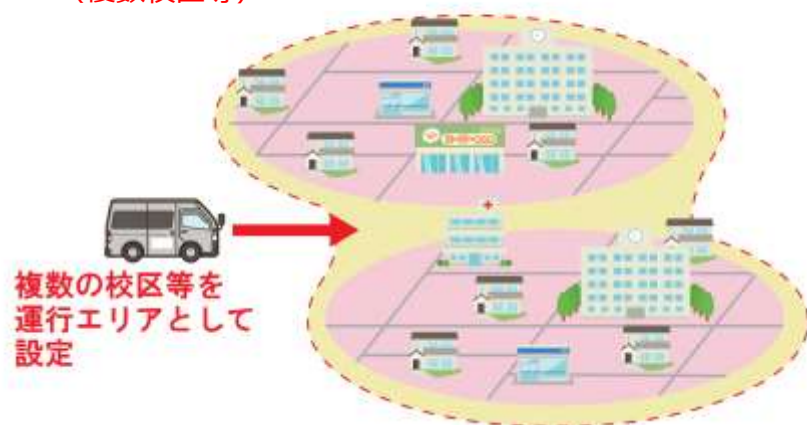
(1) 選定の考え方

- ・応募地域について**募集条件（公共交通が不便な地域※を含む地域であること等）を確認**
- ・**運行内容の工夫（①広域、②曜日別）**のそれぞれが応募地域で実施可能か確認
- ・複数校区で応募の場合も**5 km²程度※**となるよう**周辺地域をマッチング**
※車両1台で効率的に運行可能と想定される範囲
- ・地域の状況を踏まえ、**社会実験の趣旨に合う地域となるよう選定**

(2) 候補地域数（エリア数）

- ・3エリア程度
※1エリアあたり複数校区を想定（1エリア5 km²程度を想定）

例1：広域運行（柔軟なエリア設定） （複数校区等）



例2：曜日別運行 （複数校区等）



※2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせる運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

【応募地域】（全17校区から応募）

※隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

	美和台 和白東 三苫	東月隈 ※	鶴田 老司 弥永西	弥永	日佐	草ヶ江	赤坂	小笹	長尾	七隈 金山	片江	壱岐南 ※
人口	37,509人	8,121人	24,238人	5,984人	7,365人	16,634人	12,383人	14,198人	12,859人	20,473人	12,494人	10,312人
面積	6.44km ²	1.24km ²	3.15km ²	0.66km ²	0.8km ²	0.99km ²	1.25km ²	1.4km ²	1.01km ²	3.85km ²	1.85km ²	2.79km ²
曜日別運行 の可否	不可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	不可

【候補地域】

	A地区（エリア①） 美和台・和白東・三苫	B地区（エリア②） 鶴田・老司・弥永西 ・弥永・日佐	C地区（エリア③） 草ヶ江・赤坂・小笹・長尾	D地区（エリア③） 七隈・金山・片江
人口	37,509人	37,587人	56,074人	32,967人
高齢化率 （平均）	25.5%	29.0%	22.2%	27.0%
面積※	6.44 k m ²	4.61 k m ²	4.65 k m ²	5.7 k m ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり、鉄道あり	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道はなく路線バスが中心	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり、鉄道・路線バスあり	
地域の声	・高齢化率が高く、免許返納者も多いため、買い物や通院等に苦慮している人が多い	・高齢化率が高く、免許返納者も多いため、通院や買物ができない人が多い	・高低差が大きい地域では、高齢者の買い物や通院が困難である	
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行	

※※人口・高齢化率はR3.9月末時点登録人口（日本人）

※面積はH29.4時点交通計画課調べ。校区全体の面積のため、実際の運行面積とは異なる

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

【候補地域 位置図】

【凡 例】

- 応募校区
- 運行エリア(予定)
- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)

吉岐南校区
隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

東月隈校区
隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

エリア①【A地区】

美和台・和白東・三苫校区

運行内容：広域運行

エリア③【C地区】

草ヶ江・赤坂・小笹・長尾校区

【D地区】

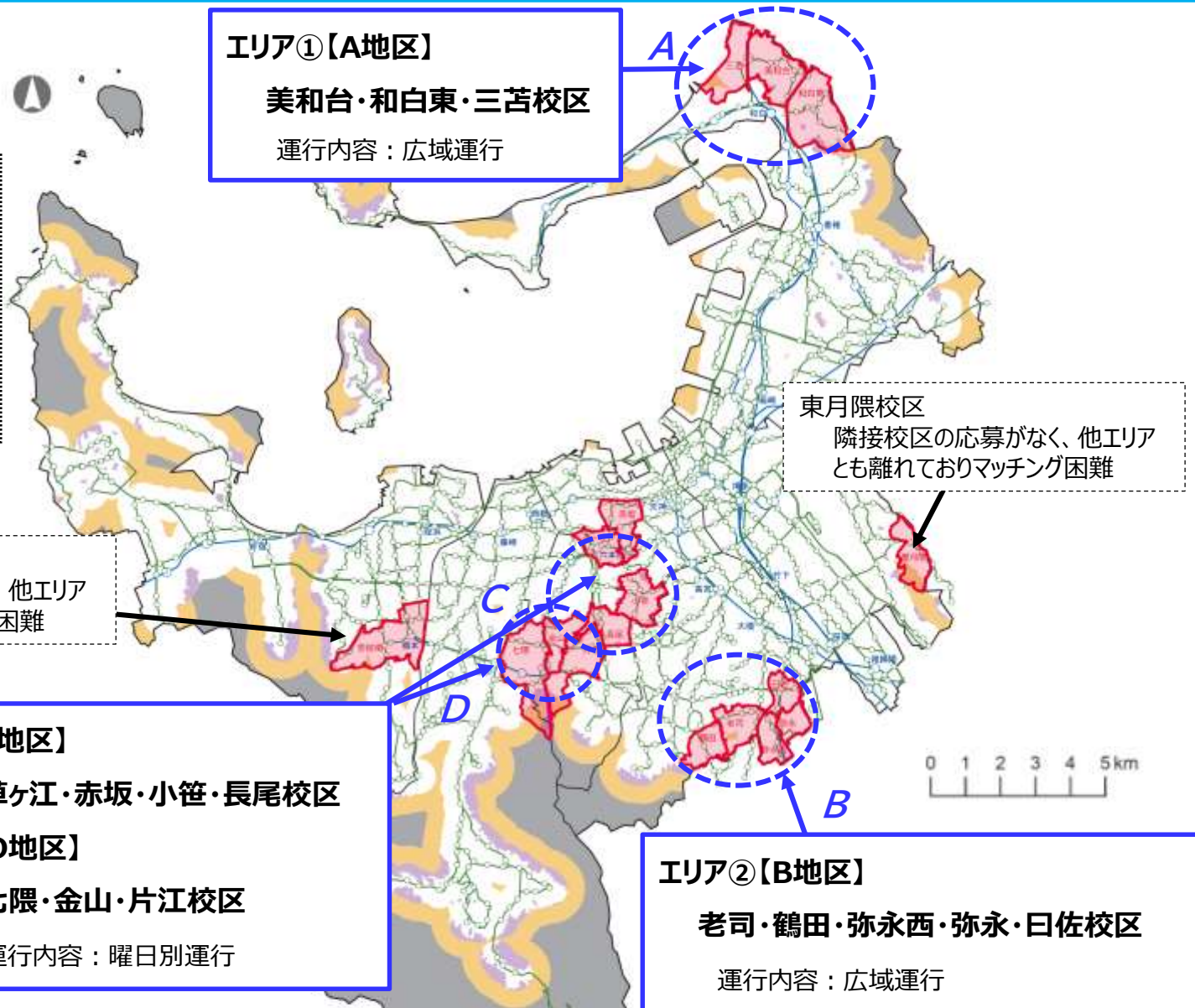
七隈・金山・片江校区

運行内容：曜日別運行

エリア②【B地区】

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区

運行内容：広域運行



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

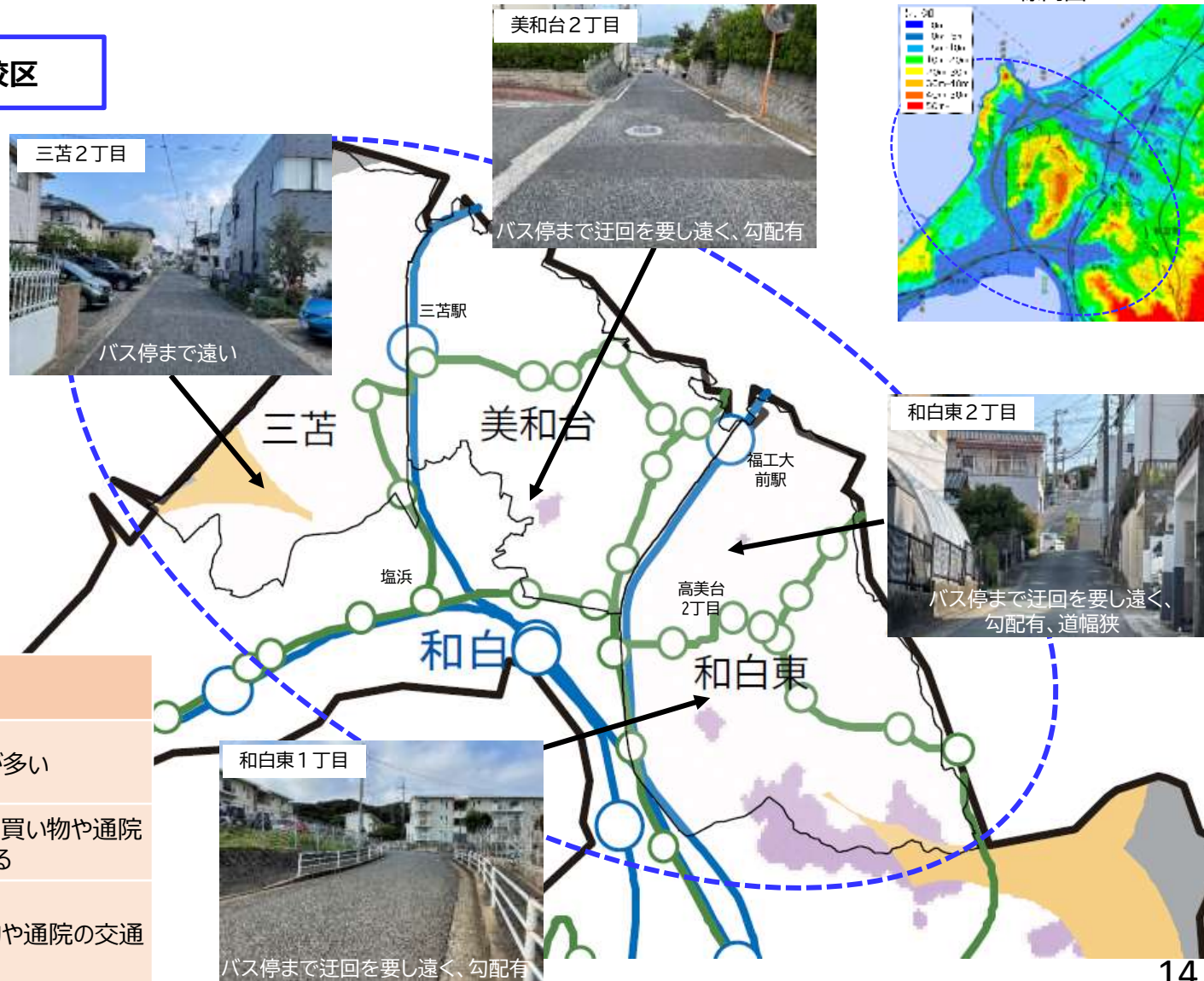
エリア①東区 美和台・和白東・三苦校区

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域 (高低差)
- 駅
- バス停

人口	37,509人
面積	6.44 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	広域運行

校区	地域の声
三苦	・起伏が有り、道路の狭いところが多い
美和台	・高台で高低差があり、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している
和白東	・坂道、高台が散在している ・高齢者が多く、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

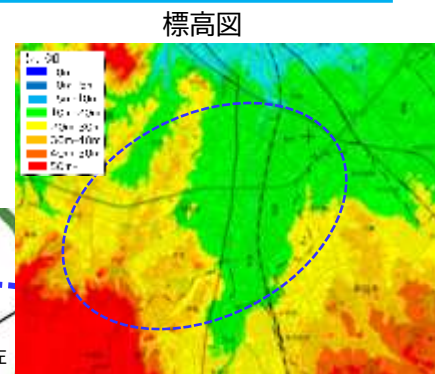
10. 候補地域について

エリア②南区 鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐校区

人口	37,587人
面積	4.61 km ²
地域の状況	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道がない
運行内容	広域運行

【凡例】	
	公共交通空白地
	公共交通不便地
	公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
	駅
	バス停

校区	地域の声
鶴田	・自家用車を持っていない人や免許返納者が増えてきており、買い物や通院が困難
老司	・高台に住宅密集地がある ・最寄りのバス停まで40分以上かかる地域もあり、買い物や通院が困難
弥永西	・高齢化が進み、免許返納者が増えてきており、買い物や通院ができない人が多い
弥永	・一部地域は高台にあり、道路も狭隘である ・バス停まで20分以上かかる地域もあり、買い物や通院のための交通手段が必要
日佐	・バス停まで遠く、通院や買物が困難である



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

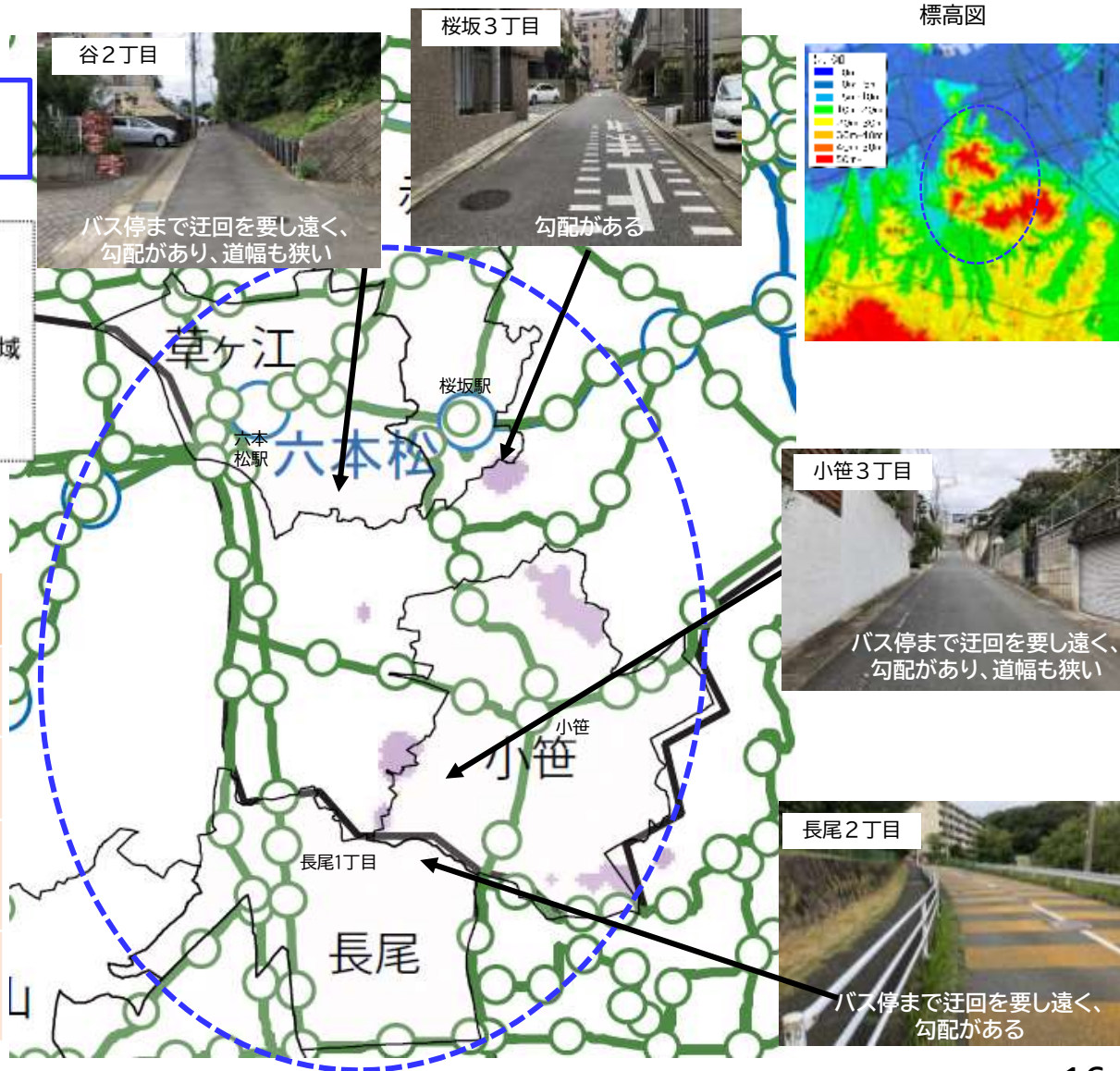
エリア③中央区 草ヶ江・赤坂・小笹校区
 城南区 長尾校区

人口	56,074人
面積	4.65 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
草ヶ江	・高台やバス停まで20分以上かかる地域があり、通院や買い物の交通手段が必要
赤坂	・公共施設への移動が困難な地域がある ・高台の地域があり、通院や買い物が困難
小笹	・高台が多く、車の運転ができなくなった高齢者などの通院や買物が困難
長尾	・高台やバス停まで遠い地域があり、通院や買い物の交通手段が必要



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

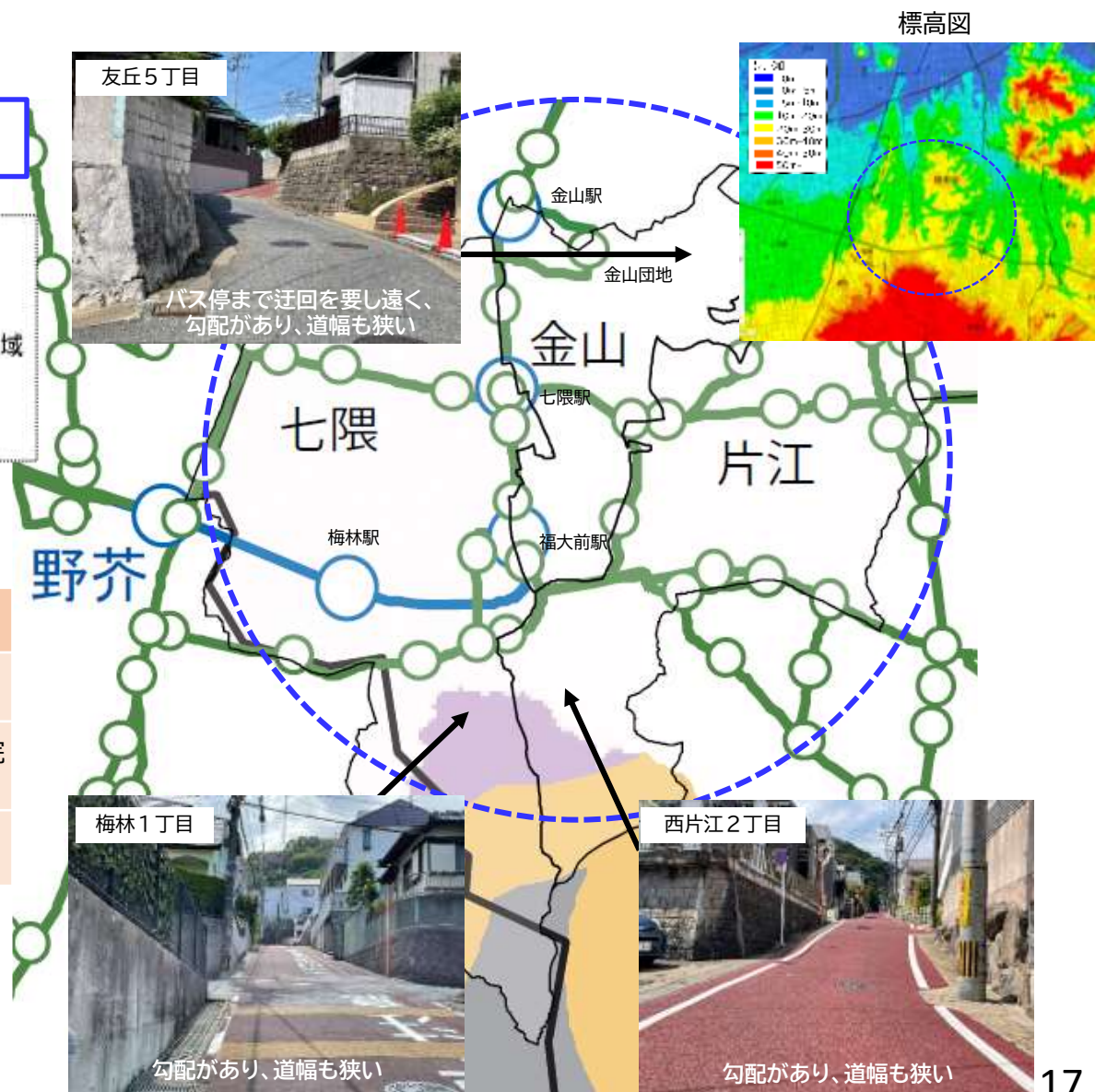
エリア③城南区 七隈・金山・片江校区

人口	32,967人
面積	5.7 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
七隈	・坂道が多く買い物や通院が困難
金山	・道路狭隘で坂道が多い地域では、買い物や通院が困難
片江	・坂道が多く買い物や通院が困難



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

11. 交通事業者について

- 提案競技（プロポーザル）方式により公募
- エントリーがあった交通事業者に対し、候補地域について**エリアごとの事業提案**を求め、持続可能な生活交通の仕組みづくりに向けて、先端技術等を活用し、市や地域と共働で、主体的に取り組まれる企画提案をいただいた。
- 交通事業者の提案内容について**評価委員会**における評価を経て、**市で下記の通り交通事業者を決定**

【最優秀提案者】

候補地域		最優秀提案者	運行内容の工夫
エリア	校区名		
①	美和台・和白東・三苫	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
②	老司・鶴田・弥永西・ 弥永・日佐	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
③	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・ 七隈・金山・片江	株式会社アイシンを代表とするグループ	曜日別運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

11. 交通事業者について

【最優秀提案者の提案内容】

◆各エリアの運行内容

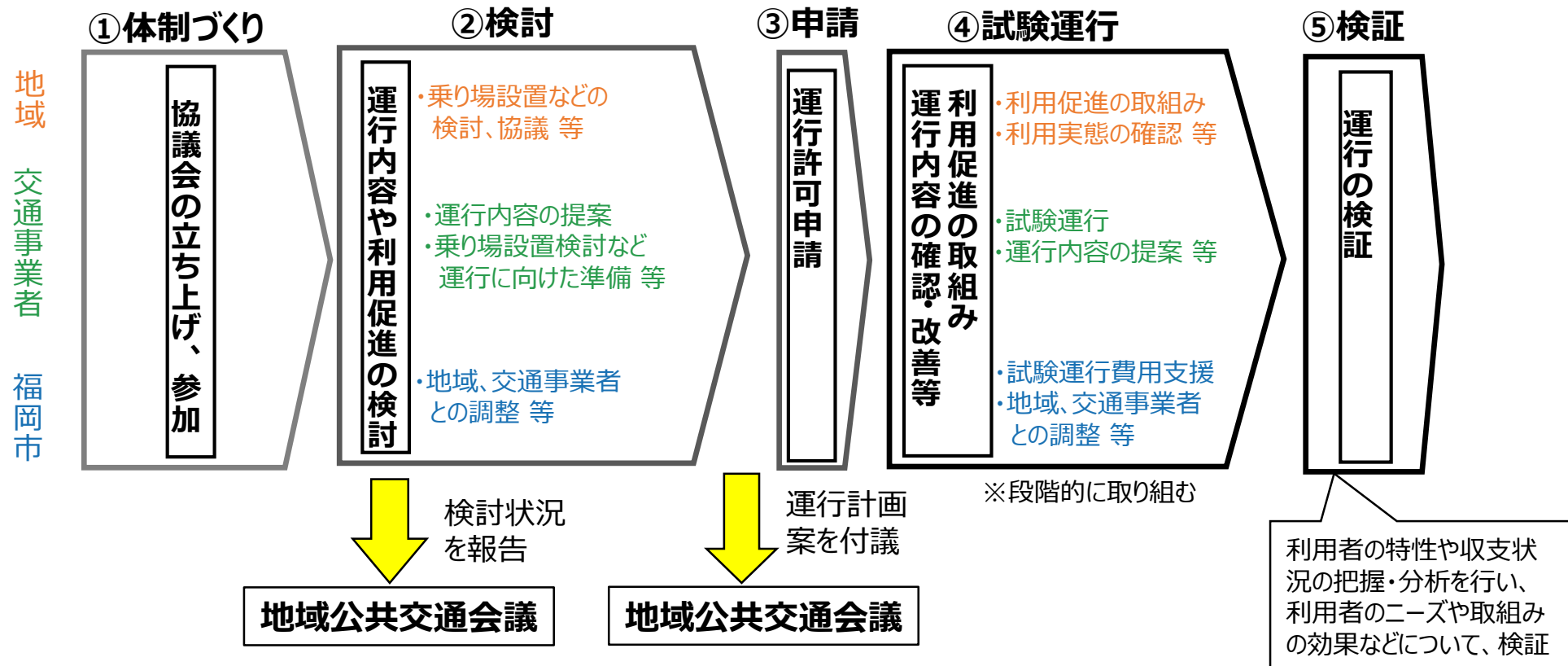
エリア	①美和台・和白東・三苫校区	②老司・鶴田・弥永西・弥永・臼佐校区	③小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行
実施体制	(株)アイシン(企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) (株)第一交通 (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)
システム名	チョイソコ	チョイソコ	チョイソコ
運行日	平日 (月～金)	平日 (月～金)	平日 (月～金) 及び土曜日 ※各3曜日
運行時間帯	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)
運賃設定	300円/1乗車	300円/1乗車	300円/1乗車
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)

※いずれのエリアにおいても、取組み開始後、地域、交通事業者、市など関係者と協議の上、運行内容を決定

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

12. 今後の取組みについて

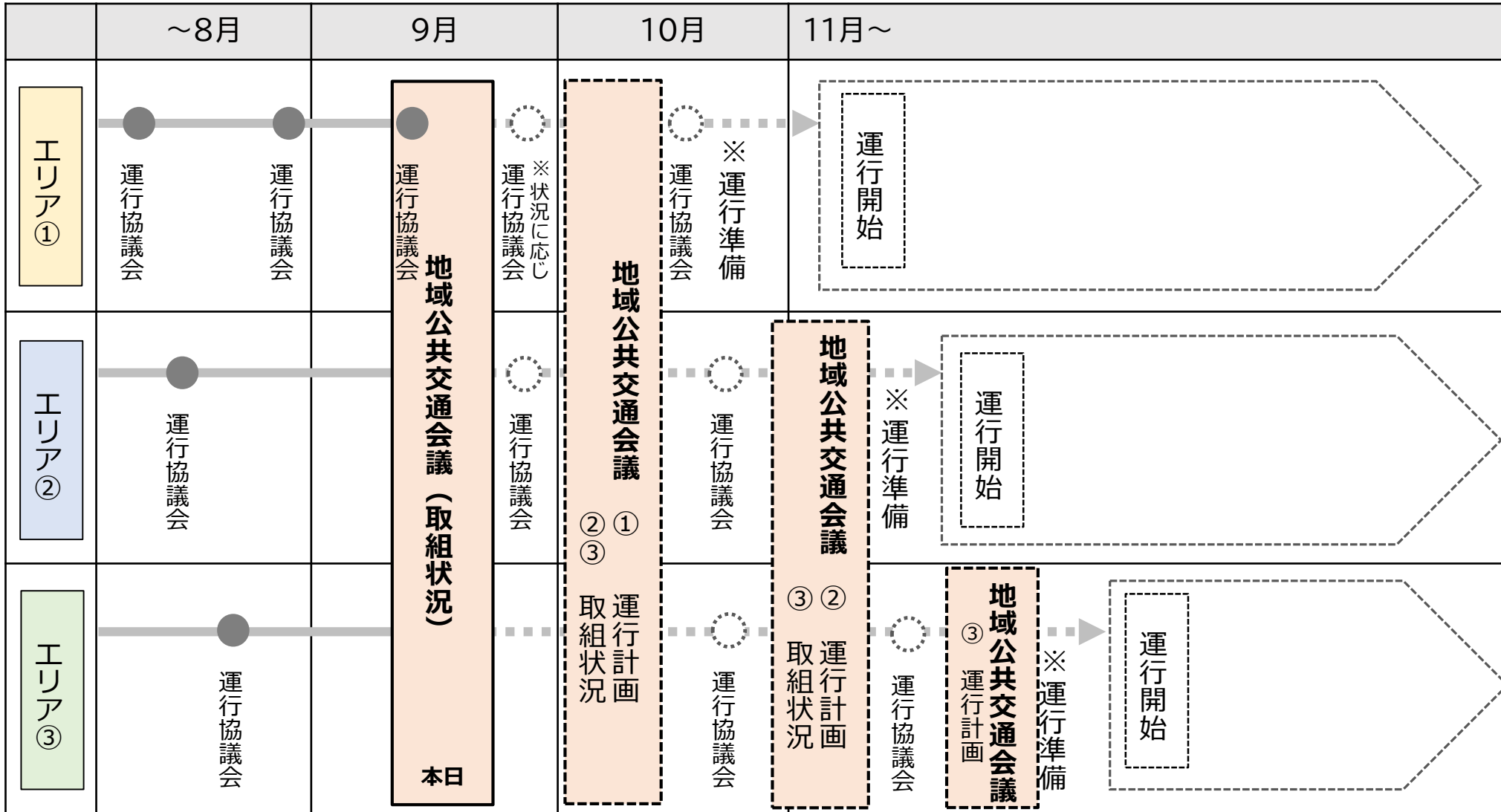
- 現在、エリア毎に市、交通事業者、地域の三者で協議会を立上げており、運行内容や利用促進策の協議・検討など、関係者と協議・検討を進めている。
- 運行計画案が調い次第、地域公共交通会議で諮り、運行開始に向けた取組みを行っていく。



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

13. 今後のスケジュール（予定）

※順次運行開始（1年間）を想定



※地域などの関係者協議により、スケジュールは変更となる可能性があります

健康増進のための乗り合い送迎サービス



オンデマンド交通社会実験 について

プロモーションムービー



AISIN
株式会社 アイシン

チョイソコとは？

- ・ **地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する**
デマンド型交通 (※) ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・ **従来のデマンド型交通と異なり、民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上**
- ・ **単なる運行のシステム提供に留まらず、高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進**

シンボルマーク



～チョイソコの想い～

シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。
多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる…そのような世の中を実現していきたいと考えます。

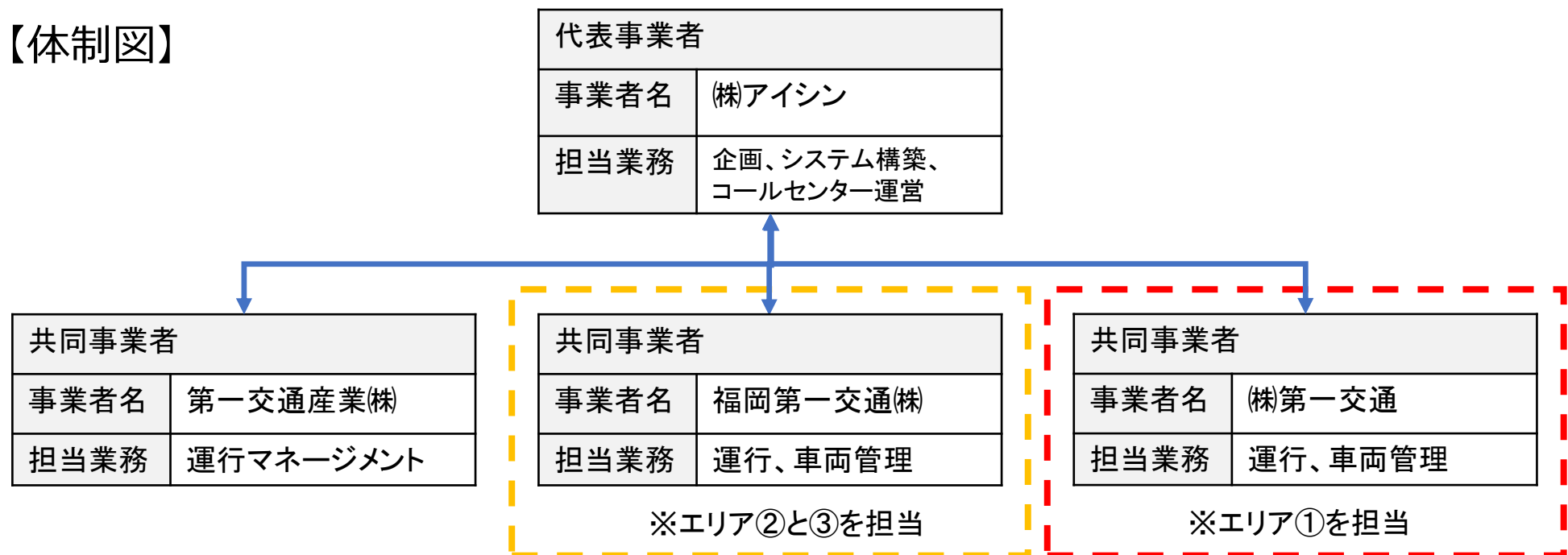
事業実施体制



交通事業者とシステム提供事業者が協力し安心・安全な運行をご提供

項目	事業者名	担当業務(運行、システム運営、マネジメントなど)
代表事業者	株式会社アイシン	企画、システム構築、コールセンター運営
共同事業者	第一交通産業株式会社	グループ企業 運行マネージメント
	福岡第一交通株式会社	エリア②と③ 運行、車両管理
	株式会社第一交通	エリア① 運行、車両管理

【体制図】



株式会社アイシン概要



トヨタグループ

TOYOTA

トヨタグループ16社の内の1社

設立: 1965年8月31日
本社: 448-8650 愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地
代表者: 吉田守孝
資本金・売上: 資本金450億円 / 売上3兆9,174億円 (2022年3月期)
連結子会社: 207社 (国内75社 海外132社)
従業員: 連結119,535人 / 単独37,368人
事業内容: 自動車部品、エネルギー・住生活関連製品の製造・販売



自動車部品
(機関・車体・情報電子)



シャワー トイレ ガス・ヒートポンプ・エアコン (家庭用燃料電池)
エネファーム

エネルギー・住宅関連機器

培った技術の活用



カーナビゲーション



パーソナルモビリティ
ILY-Ai (アイリーエーアイ)



新規事業創出の
取り組みとして
2018年にチョイソコを創業



3 すべての人に
健康と福祉を

11 住み続けられる
まちづくりを

第一交通産業株式会社 概要



社名	第一交通産業株式会社
本社	福岡県北九州市小倉北区馬借2-6-8
創業	昭和35年6月
株式上場日	平成12年4月26日 (福岡証券取引所:9035)
資本金	20億2,755万円 発行済株式数 39,227,200株(1单元株式数:100株)
経営陣	代表取締役創業者会長 黒土始 代表取締役社長 田中亮一郎 他取締役13名、常勤監査役2名、他監査役2名
事業内容	タクシー事業、バス事業、不動産分譲事業、不動産賃貸事業 不動産再生事業、金融事業、自動車関連事業、介護・医療事業、他

- 地域に密着した経営を行うことで、信頼の獲得と地域ナンバー1をめざします
- 業務提携を全国へ拡大



チョイソコシステム導入実績（2022年8月現在）

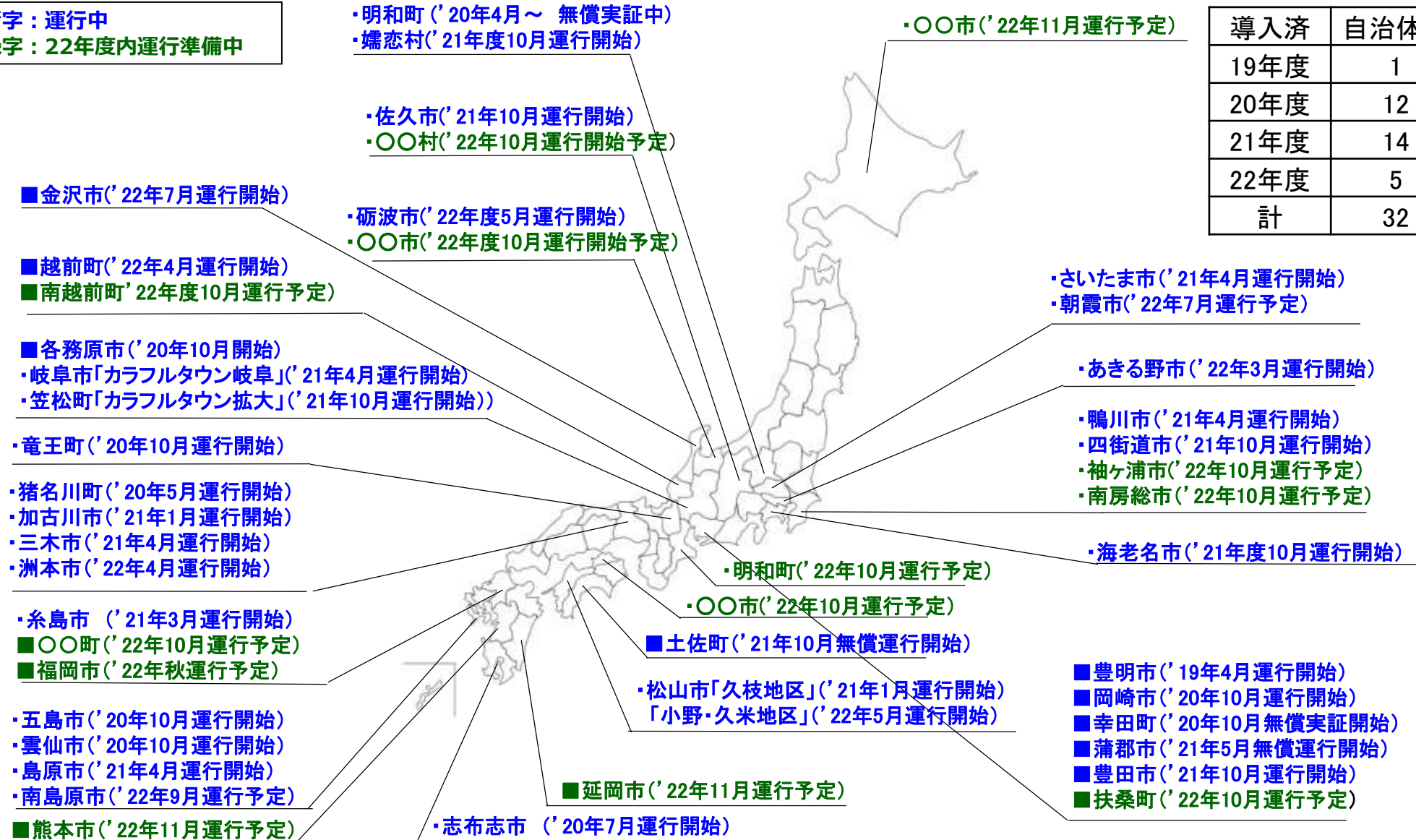
全国33自治体様で運行中と13自治体で運行準備中

（期間限定実証は除く）

■はアイシンが直接受託
・パートナーへのシステム提供

青字：運行中
緑字：22年度内運行準備中

導入済	自治体数
19年度	1
20年度	12
21年度	14
22年度	5
計	32



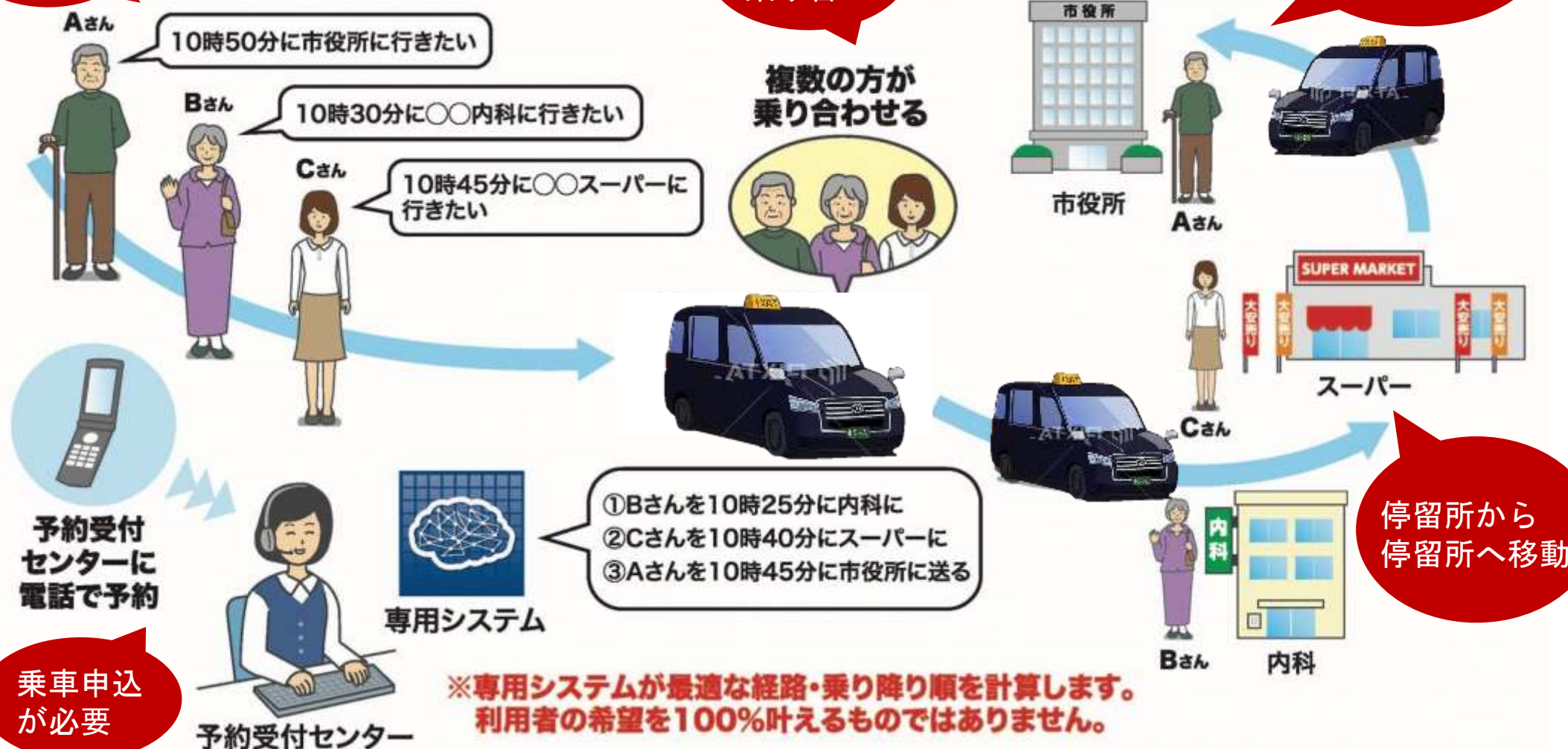
AIデマンド交通とは

会員登録された利用者から乗車依頼を受付し、最適な乗り合わせと経路を計算
目的地まで乗り合い送迎でお運びするしくみです。

会員登録
が必要

他の方と
乗り合い

決まった路線や
時刻表は無い



チョイソコご利用の流れ

チョイソコは会員登録制で、利用時には事前のお電話が必要です。
高齢者とのコミュニケーションに優れたオペレーションにより安心運行が実現。

①会員登録申込

チョイソコ 会員登録 申込書

※ 申込書に記入された情報は、個人情報として扱われます。

お名前 (姓・名) 大 崎 年 月 日 (性 別) 男・女

〒 郵便番号 住 居 地 (市 町 村)

電話番号 (自宅用) (携帯用) (メールアドレス (携帯用))

緊急連絡先 (住所、ご近所様等、できるだけ記入ください)

氏 名 職 業 住 居 電 話 () -

アンケート (必ずお読みください)

お申込方法

お問い合わせ先 Tel. 057-00-81194 (ハイ、イコヨ)

E-mail: choisoko@aisin.co.jp

- ・世帯別ではなく個人別
- ・最寄りの停留所を記載
- ・緊急連絡先を記載
- ・アンケートに記載

会員証が
届いたら
利用可能

③利用開始

お乗りになりたい30分前までに電話します。
(受付は1週間前から可能)

- ①名前と会員番号 ②利用希望日・時刻
③乗る場所・降りる場所 ④同乗者の有無
を伝えます。

帰りの受付を
することも
できます



山田花子、会員番号〇〇です。
〇〇停留所から鈴木整形外科に
9月6日の11時頃までに行きたいです。
同乗者はありません。

オペレーターとやりとりし
停留所に来ていただく
時刻が伝えられます。

それでは
9月6日木曜日の
10時35分に
〇〇停留所まで
来てください。



指定された日時に、
停留所に向かいます。

車が到着したら乗車し
運転手に名前と
行き先を伝え、
乗車料金を払います。



停留所には看板が貼ってあります

お名前
行き先



②会員証

チョイソコとよあけ 会員証

会員番号: 000989
お名前: 愛新花子様
電話番号: 057-00-81194

お乗車の登録番号は
仙人塚第3資源ゴミ置場 です。

お電話でお伝えください

① お名前と会員番号
② 利用したい日・到着時刻
③ 乗る場所・降りる場所
④ 同乗者の有無・お名前

受付時間: 8:30-15:30
運行時間: 9:00-16:00

表: 会員番号・氏名・最寄停留所

裏: お電話時に伝える内容

エリアスポンサー制度とは

スポンサーからの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで乗車料金を低く設定し持続可能な運営を目指します。



お出掛けの目的づくり

会員登録者様には会報誌を郵送し運行に関する更新情報や
“お出かけしたくなる”様々な情報を発信し健康増進に繋がります。

会報誌例

チョイソコ通信 vol.29

早くも年末です。今年もコロナウィルスの関係で自粛期間があったり、いろいろと落ち着かない日々でしたね。寒くなりますので、コロナはもちろんお風邪もひかれないよう充分にお気をつけてください。防寒対策を万全に、ソーシャルディスタンスを守ってチョイソコでお出かけを楽しみましょう。
 みなさん、メリークリスマス！そしてよいお年をお迎えください。

10月からチョイソコの停留所になりました！

ネットヨト東海 豊明店

新しくチョイソコの停留所となつていただきました。ネットヨト東海株式会社豊明店の飯野店長にお話を伺いました。
 「この店ができて4年となり、豊明市の中でもだんだんと認知されてきました。私たちは地域密着型の店舗になっていくように業務を推進しています。今回、チョイソコの停留所を設置しましたので、市役所のお力もお借りしながら、様々なイベントや催しを通じて、地域貢献したいと考えています。これを機にお店が離れてお住まいの豊明市民の皆さんにお越しいただきたいです。」

ネットヨト東海豊明店様には、既に開催したチョイソコお出かけイベントの「歴史講座」の会場としてもお世話になり、来年1月には「サボカーの体験会」を予定しています。
 11月に店舗で実施した「サボカー体験会」では「最近の事故のニュースをみて“もしものことがあってはいけない”と思い参加した」とか「自分の車にもこれらの機能が付いているのが載せてもらいたい」など参加の動機はさまざまだったそうです。サボカーの説明を聞いた後に、贈り物の手で自動停止する車に乗って体験。車の運転に不安をおぼえたら、安全に記録されたサボカーも選択肢の一つとしてご検討してみてくださいいかがでしょうか。
 チョイソコでも「サボカー」[ICS] 体験会を企画しましたので、是非ともご参加ください。*サボカー：安全運転支援（サポート）してくれる車

ネットヨト東海 豊明店
 豊明市三軒丸の内2番地8
 TEL:0562-92-4166
 サービスの受付時間：9:30～19:00(日10:00～18:00) 定休日 月曜日

トヨタのサボカー「ICS」体験会
 2021年1月28日(木)
 場所：チョイソコ停留所
 「ネット東海とよあけ」
 *内容は同様のチラシをご参照ください。 11月の体験会の様子

飯野店長とスタッフのみなさま

と愛知東郷で楽しくお買い物
 18時～22時 1・1・LaLaport
 25時～29時
 *無料シャトルバスに乗って出かけよう！
 詳細ください。

12月28日(月)
 場所：チョイソコ停留所 アイランスカフェ カカイ
 問い合わせの上、是非お申し込みください。(00128日にチラシを届けています)
 *1月からどうぞよろしくお願ひいたします。
 テーションとよあけ ●ストロベリーファーム 牛

チョイソコは12/29～1/3運休となります。ご了承ください。
 コロナウィルス感染予防対策とお願ひについて
 ●チョイソコでは毎日、車内の手すりなどのアルコール消毒を行い、車内にはアルコール消毒液も設置しています。
 ●ドライバーにもマスクの着用、手指消毒を徹底しております。
 ●乗員の皆様におかれましては、発熱などの自覚症状がある場合のご利用はお控え頂きますようお願いいたします。
 ●マスクの着用や乗車チケットなどの配車をいただけましたら幸いです。
 チョイソコへのお問合せ ☎057-00-81194 (平日8:30～16:00)

会報誌同梱のスポンサーチラシ例

豊明市役所 公的保険外サービス 協定事業 **カラオケ CLUB**

チョイソコ
 カラオケクラブダム豊明店が停留所に!

チョイソコ会員向け
 片道乗車料金 **20円** サービス

注意事項
 ●ご利用はチョイソコ運行日に準じ
 ●会員証1枚につき、お一人様20
 ●他の特典・割引との併用はできません

カラオケCLUB
 豊明市大久保町南4-3

◆チョイソコに関するお問い合わせ：予約受付センター
チョイソコ運行時間
 平日 9:00～16:00 皆様の

au × **チョイソコ** × **AICHI TOYOTA**

チョイソコ会員向け
スマホ教室はじめました!
 in豊明店

ガラケーをお持ちの方!
 お悩み解決で
 スマホデビュー♪

スマホをお持ちの方!
 スマホの機能をもっと楽しもう♪
 ※この携帯電話会社でもOK

開催日
12月10日(木) / 1月21日(木)

開催場所
愛知トヨタ自動車(株) 豊明店
 住所:豊明市阿野町池下92-2
 TEL:0562-93-8511

豊明店 チョイソコ停留所
 新たに設置!!

申込先
 ご希望日時をご指定してお申込みください
 定員制のため先着順となります
 ※予約は開催日1週間前に締め切らせていただきます。その後のご相談はチョイソコセンターまで、当日のご予約は出来かねますのでご了承下さい。

チョイソコセンター ☎057-00-81194
 電話受付時間:平日8:30～16:00(休日:土日祝)

※本チラシの内容は他社等では変更している場合があります。※掲載の内容は2020年11月1日現在の情報です。
 ※チラシの発行期間:2020年10月10日～11月10日
 ※発行は店舗スタッフまで **ATgroup**

お出掛けの目的づくり

運行だけにとどまらず“お出かけしたくなる”様々なイベントの仕掛けを福岡市様やスポンサー様と協業で行っていきます。

チョイソコお出かけイベント

竹ざる豆腐づくり体験
 美味しい！ランチお土産付き
 栄養満点！ひんやり豆腐で夏バテ解消！

【日時】8月27日(木) 9:30 豊明市役所集合
 【場所】とうふや豆腐 対谷銀座店 刈谷市銀座4-40

【参加費】チョイソコ1乗車200円 車中時に各所で乗降用に入れてください。
 お豆腐づくり(ランチ-お土産付き)ひとり2,000円 現場で各自お支払いください。

【持ち物】保冷バッグ、保冷剤、エプロン、三角巾
 【服装】動きやすい服装と靴、マスク着用
 【申込先】8/6(木)までにチョイソコセンターへ ☎057-00-81194
 氏名・会員番号・同行者をお伝えください。
 申込人数に制限がございます。お申込みは先着順となりますので、ご了承ください。

各日最寄り停留所
 チョイソコ
 9:30頃 豊明市役所 停留所
 10:10 ~13:00 とうふや豆腐 対谷銀座店
 13:40 豊明市役所 停留所
 チョイソコ
 各日最寄り停留所

以下について対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。
 ・発熱をされている場合は、ご参加をお断りいたします。 ※集合時に検温いたします
 ・マスク着用 (ランチは発熱の判断をかける予定です。帰途後にお外してください)
 ・集合、解散時に、アルコール消毒を実施
 ※コロナ感染の状況を鑑み、急遽、中止とする場合がございますので、ご了承ください。
 (中止は前日までにご連絡いたします。中止の場合は費用負担はございません。)



9月14日(月) チョイソコ 特別公開!

今しか観られない!! 豊明の天然記念物
 ナガバノイシモチソウ 大狭間湿地
 【公開時間】10:30~12:00 【土曜時間】10:00~11:00

【コース】
 各日最寄り停留所 → チョイソコ → 大狭間湿地自生地 (距離約2km) → ナガバノイシモチソウ自生保護場 → 豊明市役所 → 各日最寄り停留所

10:00頃 大狭間湿地自生地集合 ※雨天中止・小雨決行

【服装】動きやすい服装、運動靴、帽子
 【持ち物】飲み物、タオル、ノルディック用ポール(お持ちの方のみ)
 【参加費】無料 ※チョイソコご利用の場合は1乗車200円
 【申込先】8/31(月)までにチョイソコセンターへ ☎057-00-81194
 氏名・会員番号・同行者をお伝えください。

【協力】豊明市役所 生涯学習課、編集長 藤原

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア①)

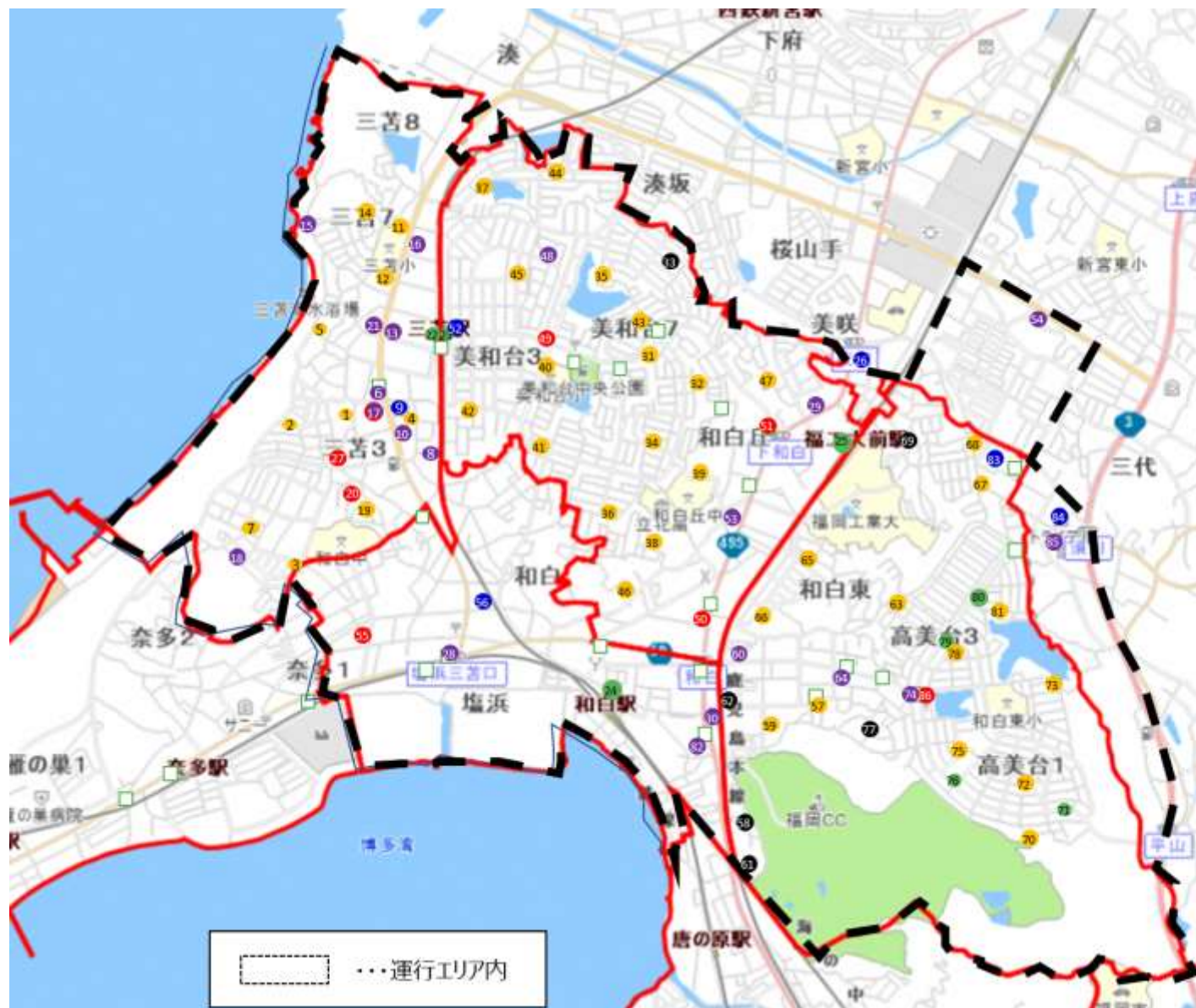
※8/30時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

項目		記入欄
運行サービス	運行区域	美和台・和白東・三苦 校区
	運行方式	フルデマンド方式
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～30分前まで】
	運賃設定	300円/1乗車・人
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、ID
	使用車両・定員・導入方法	使用車両
乗車定員		5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用

※地域公共交通会議を経て国への申請が必要

エリア①東区 美和台・和白東・三苫 校区停留所候補

※8/30時点での案であり、
今後、関係者と協議の上、
運行内容案(乗り場等)を決定し、
地域公共交通会議へ報告



【凡例】

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他
- (参考) 既存駅・バス停

三苫校区

※8/30時点での案であり、
今後、関係者と協議の上、
運行内容案(乗り場等)を決定し、
地域公共交通会議へ報告



【凡例】

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他
- (参考) 既存駅・バス停

17.三苫3丁目医療地域
(①福岡銀行美和台支店②さくら薬局三苫店、
③にしおか皮ふ科④しもじ内科クリニック⑤ひろ眼科)

1.三苫公民館(三苫老人いこいの家)

2.三苫1・3丁目集会所

7.みとまひろば
(三苫地域交流広場)

18.老人ホーム長雲荘

27.三苫石井医院

14.三苫浜中央公園

15.綿津見神社

21.カノン

5.三苫6・7丁目集会所

6.JA福岡市東部 三苫支店

11.三苫小学校北門

12.三苫小学校南門

16.セブンイレブン福岡三苫5丁目店

13.ジョイフル三苫店

22.西鉄三苫駅三苫側

9.マルショク三苫店

4.三苫4・5丁目集会所

10.コスモス三苫店

8.託乗寺

20.吉田歯科医院

19.三苫南公園

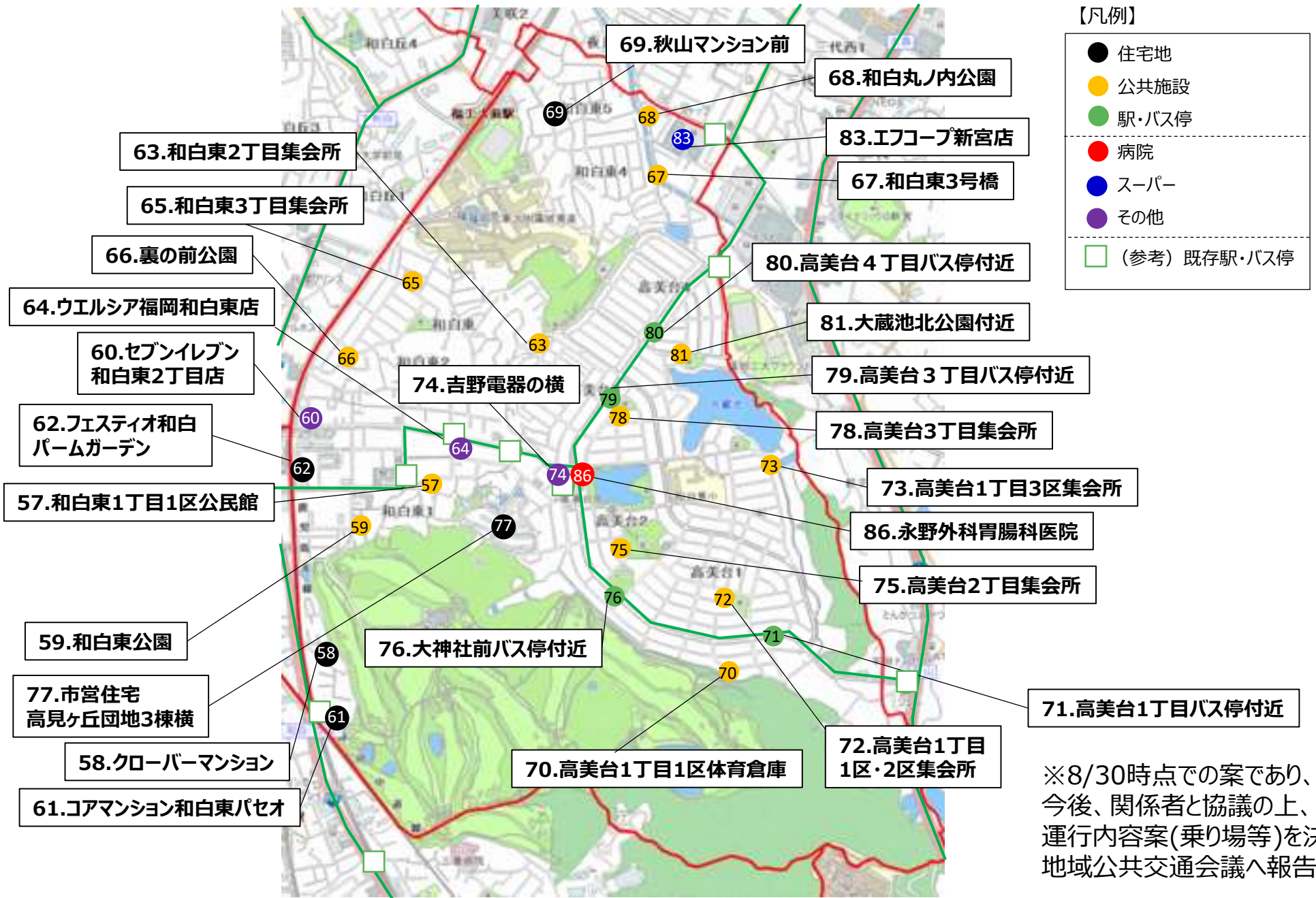
3.三苫2丁目集会所

美和台校区



※8/30時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

和白東校区



※8/30時点での案であり、
 今後、関係者と協議の上、
 運行内容案(乗り場等)を決定し、
 地域公共交通会議へ報告

エリア外



【凡例】

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他
- (参考) 既存駅・バス停



※8/30時点での案であり、
今後、関係者と協議の上、
運行内容案(乗り場等)を決定し、
地域公共交通会議へ報告

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア②)

※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

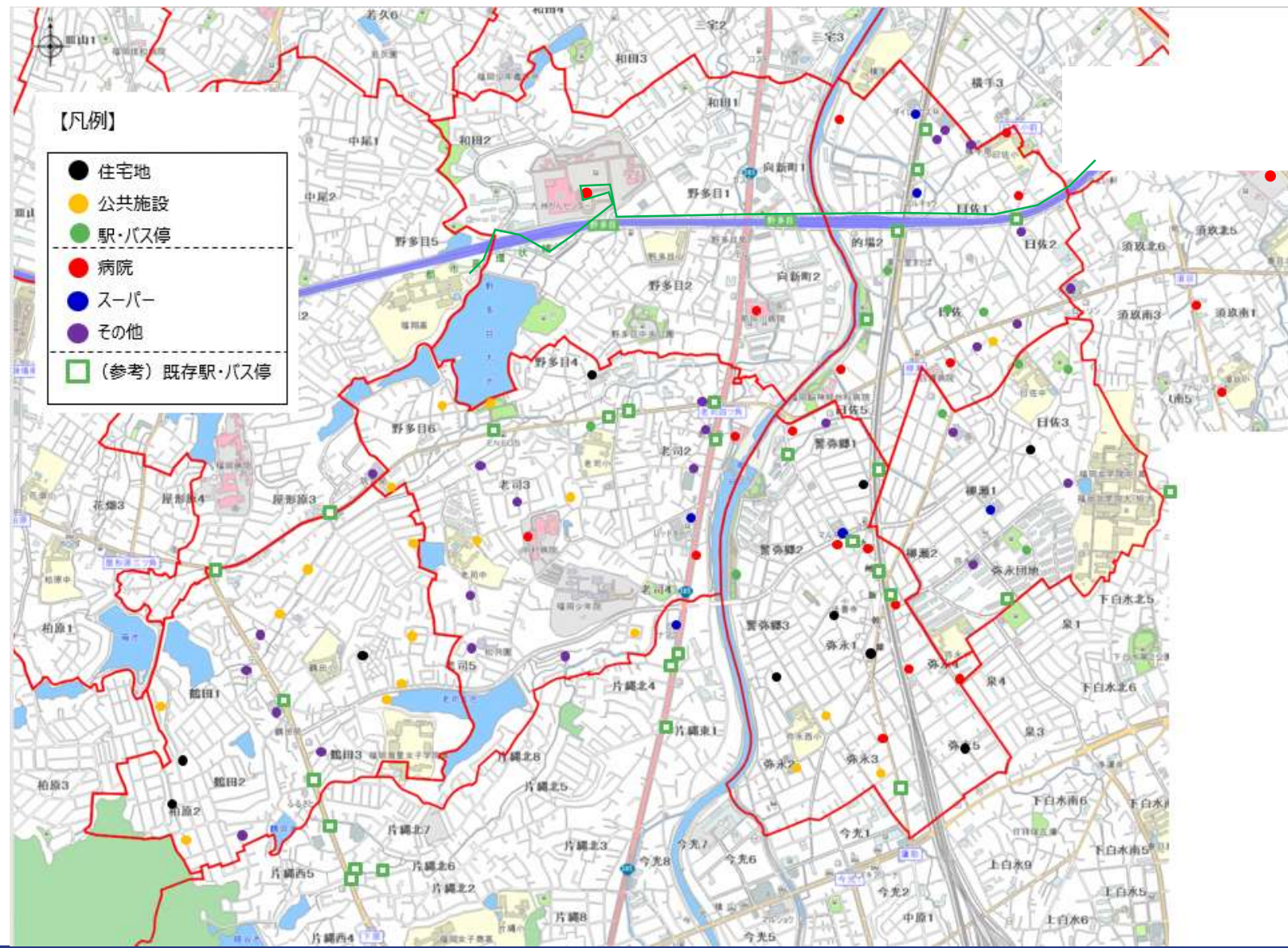
項目		記入欄
運行サービス	運行区域	老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区
	運行方式	フルデマンド方式
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～30分前まで】
	運賃設定	300円/1乗車・人
	割引の有無・内容	有(障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、ID
	使用車両・定員・導入方法	使用車両
乗車定員		5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用

※地域公共交通会議を経て国への申請が必要

※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区停留所候補



老司校区



※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （便利施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

鶴田校区

※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告



【凡例】

(1)住宅地停留所(候補)

- 住宅地
- 公共施設(公民館・集会所・公園など)
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所(候補) (利便施設等)

- 病院
- スーパー
- その他

弥永西校区



※8/ 8 時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

弥永校区



※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

【凡例】

(1)住宅地停留所 (候補)

- 住宅地
- 公共施設 (公民館・集会場・公園など)
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所 (候補) (利便施設等)

- 病院
- スーパー
- その他

日佐校区



※8/8時点での案に地域の意見を反映させたものであり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設
(公民館・集会場・公園など)
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） (利便施設等)

- 病院
- スーパー
- その他



AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア③)

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

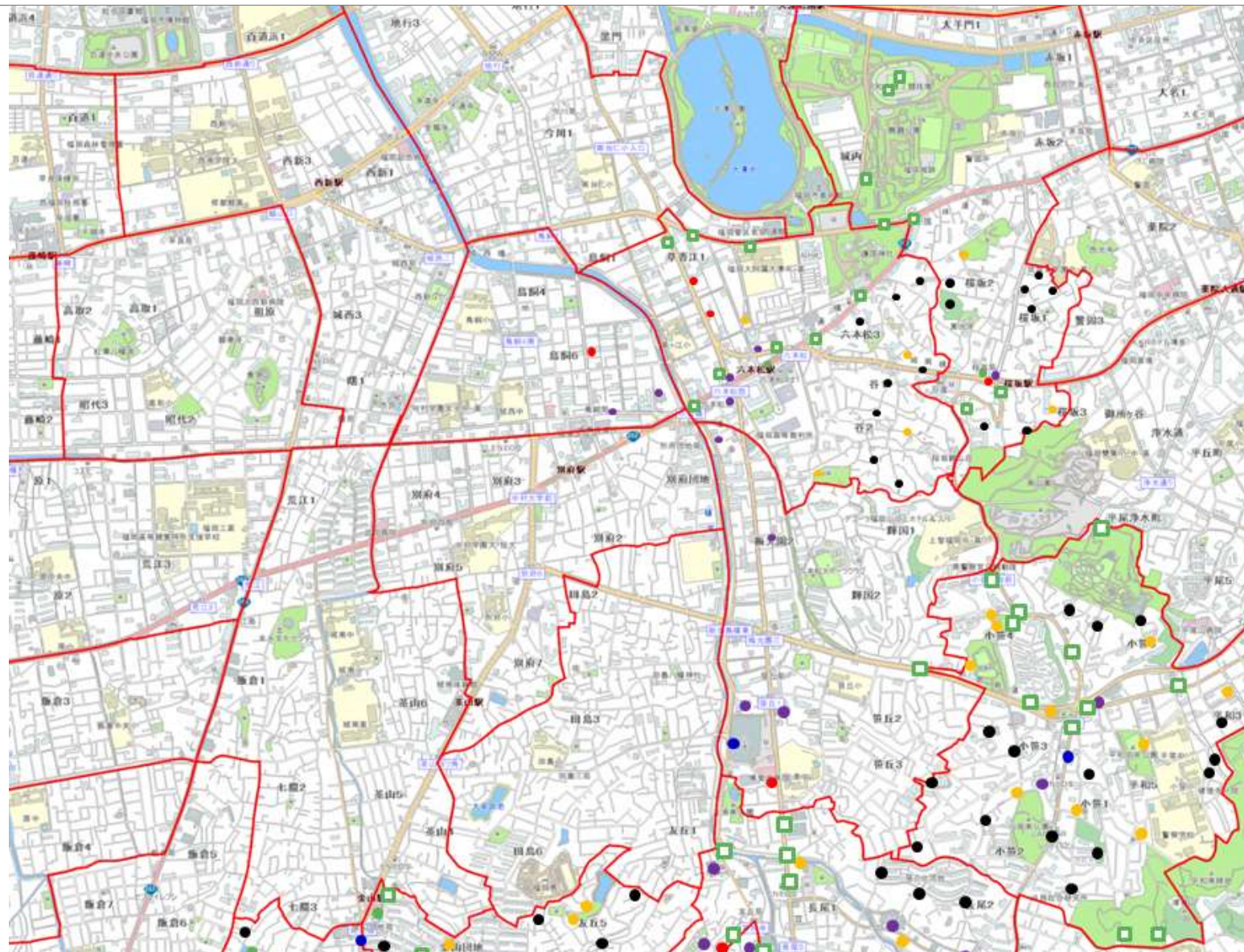
項目		記入欄	
運行サービス	運行区域	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区	
	運行方式	フルデマンド方式 曜日別運行	
	運行曜日	月、水、金 の区域 火、木、土 の区域 (運休:日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～30分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有(障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、ID	
	使用車両・定員・導入方法	使用車両	ジャパンタクシー
乗車定員		5名(ドライバー1名、乗客4名まで)	
導入方法		既存タクシー車両使用	

※地域公共交通会議を経て国への申請が必要

エリア③中央区・城南区

小笹・草ヶ江・赤坂 校区停留所候補

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告



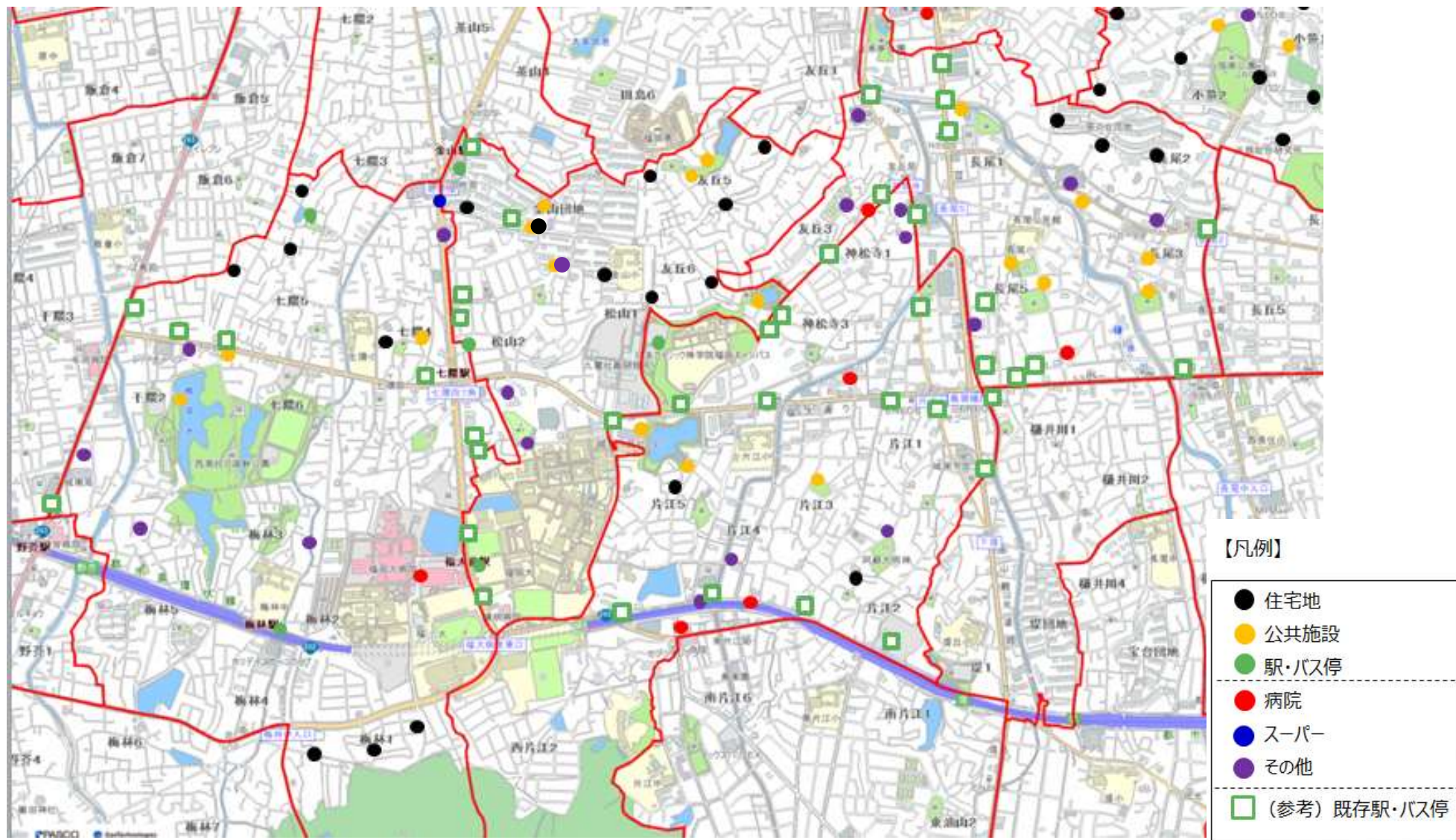
【凡例】

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他
- (参考) 既存駅・バス停

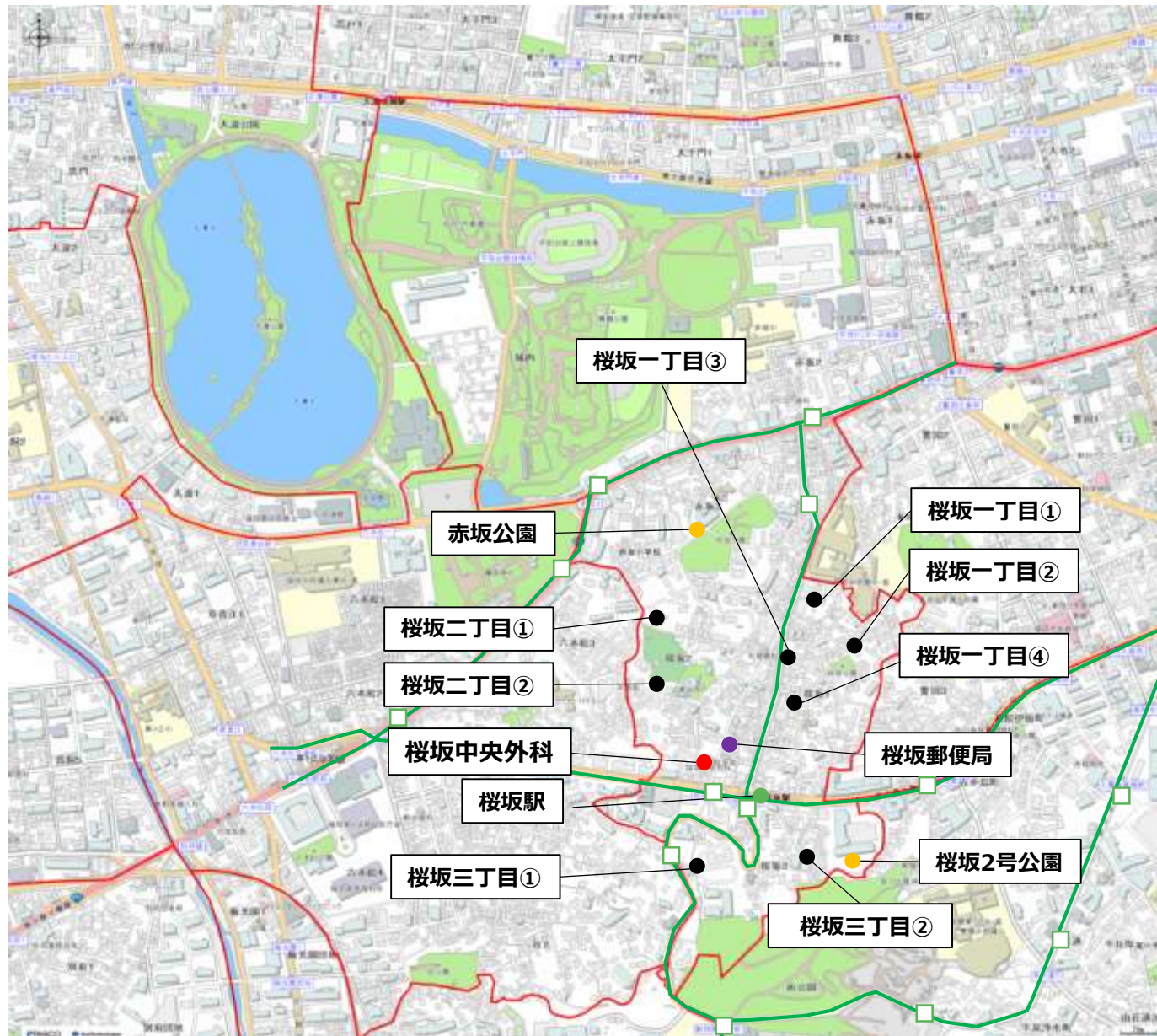
エリア③中央区・城南区

長尾・七隈・金山・片江 校区停留所候補

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告



赤坂校区

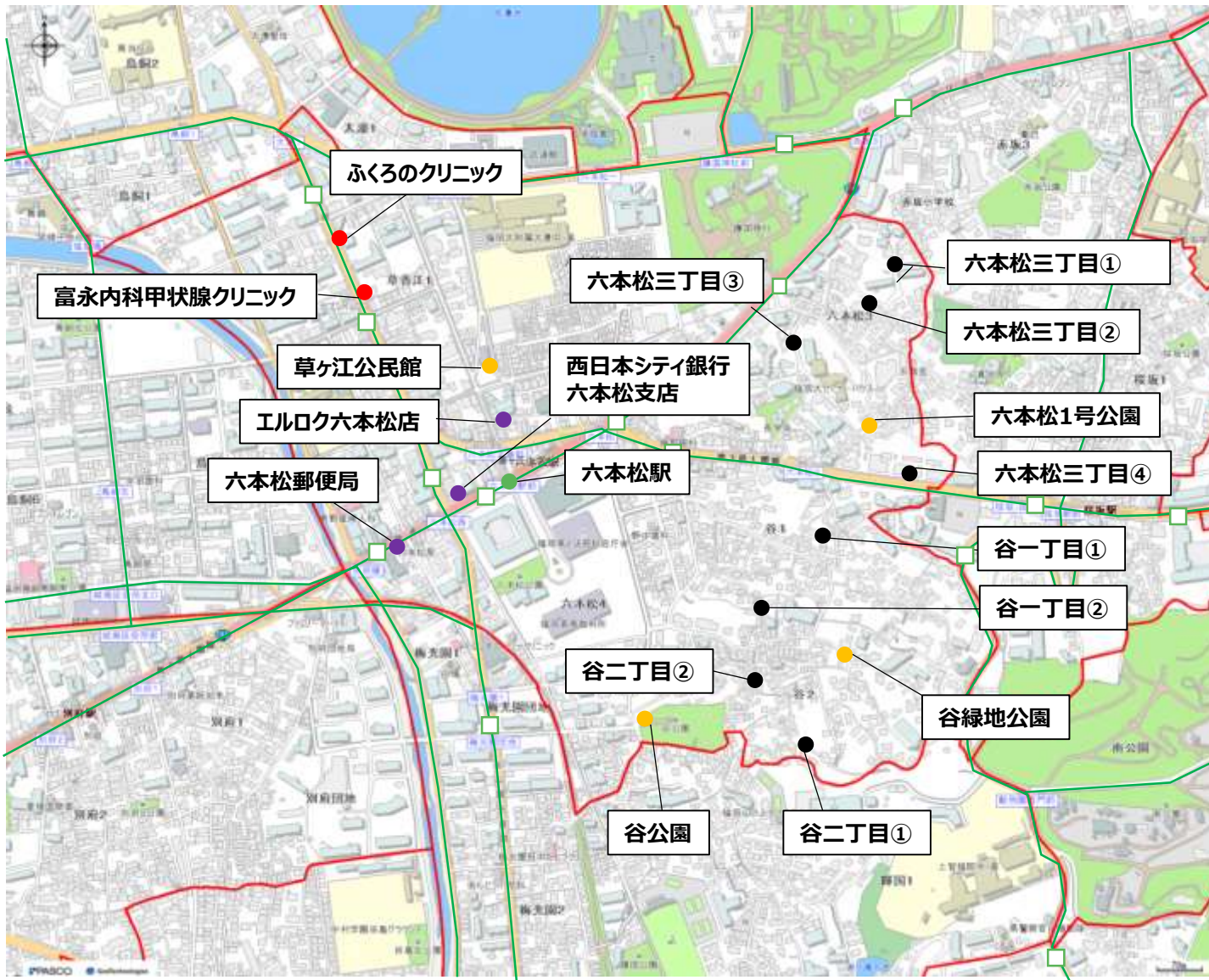


- 【凡例】
- (1)住宅地停留所（候補）
 - 住宅地
 - 公共施設（公民館・公園など）
 - 駅・バス停
 - (2)エリアスポンサー停留所（候補）
（利便施設等）
 - 病院
 - スーパー
 - その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
①月、水、金の区域
②火、木、土の区域
に分けて運行する予定（今後協議）

草ヶ江校区

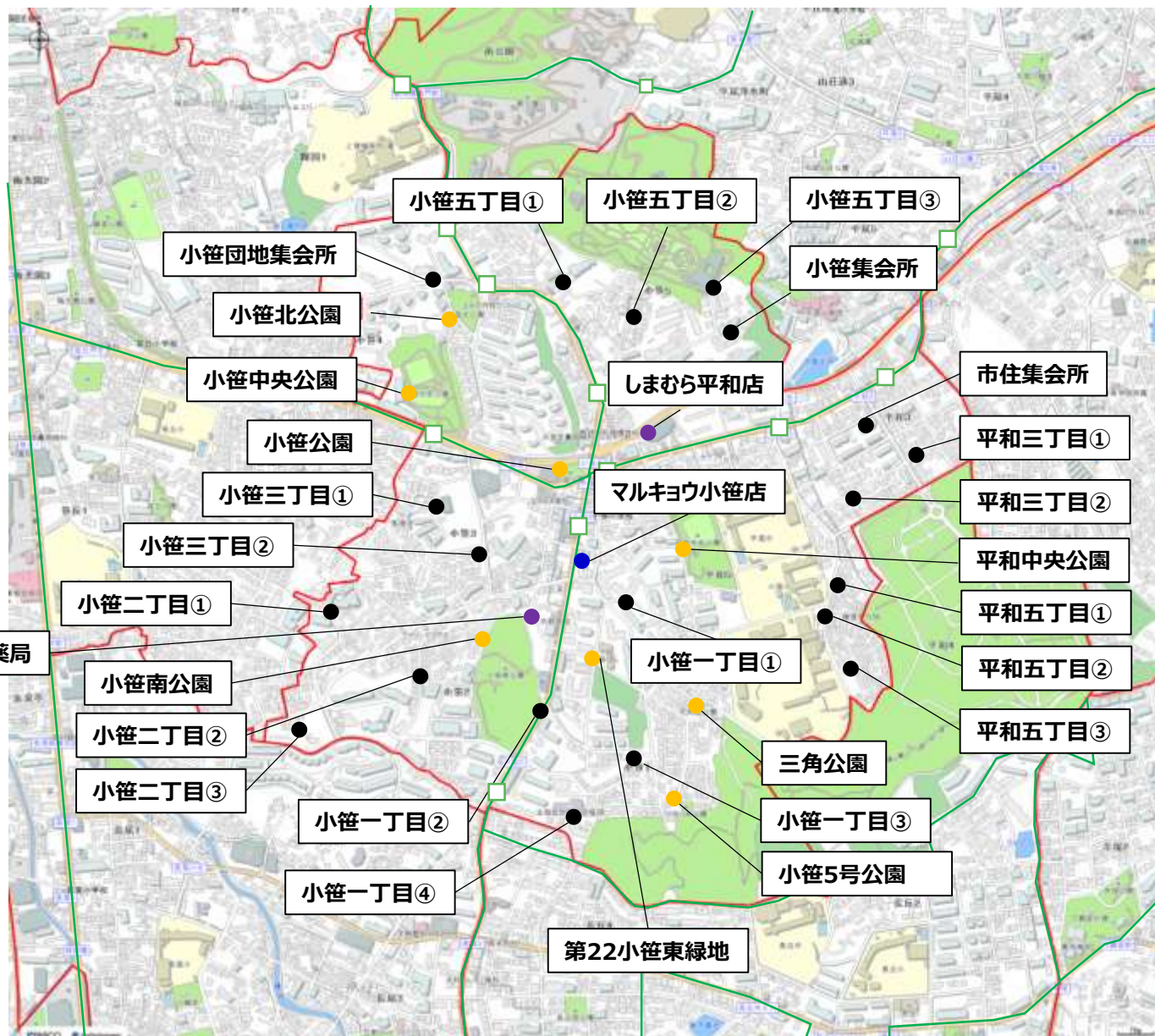


- 【凡例】**
- (1)住宅地停留所（候補）**
- 住宅地
 - 公共施設（公民館・公園など）
 - 駅・バス停
- (2)エリアスポンサー停留所（候補）
（便利施設等）**
- 病院
 - スーパー
 - その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
①月、水、金の区域
②火、木、土の区域
に分けて運行する予定（今後協議）

小笹校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・公園など）
- 駅・バス停

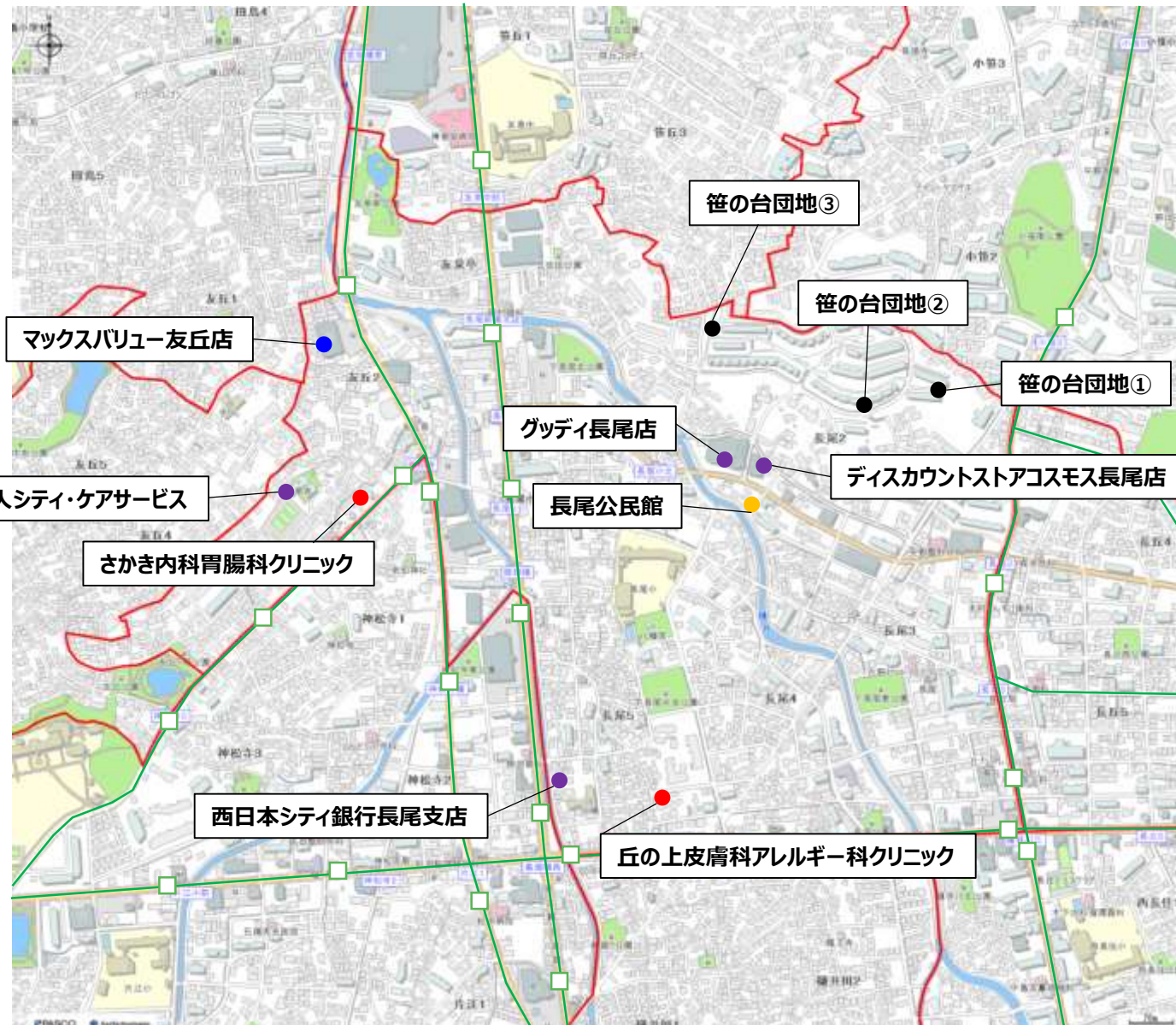
(2)エリアスポンサー停留所（候補）
（利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
①月、水、金の区域
②火、木、土の区域
に分けて運行する予定（今後協議）

長尾校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・公園など）
- 駅・バス停

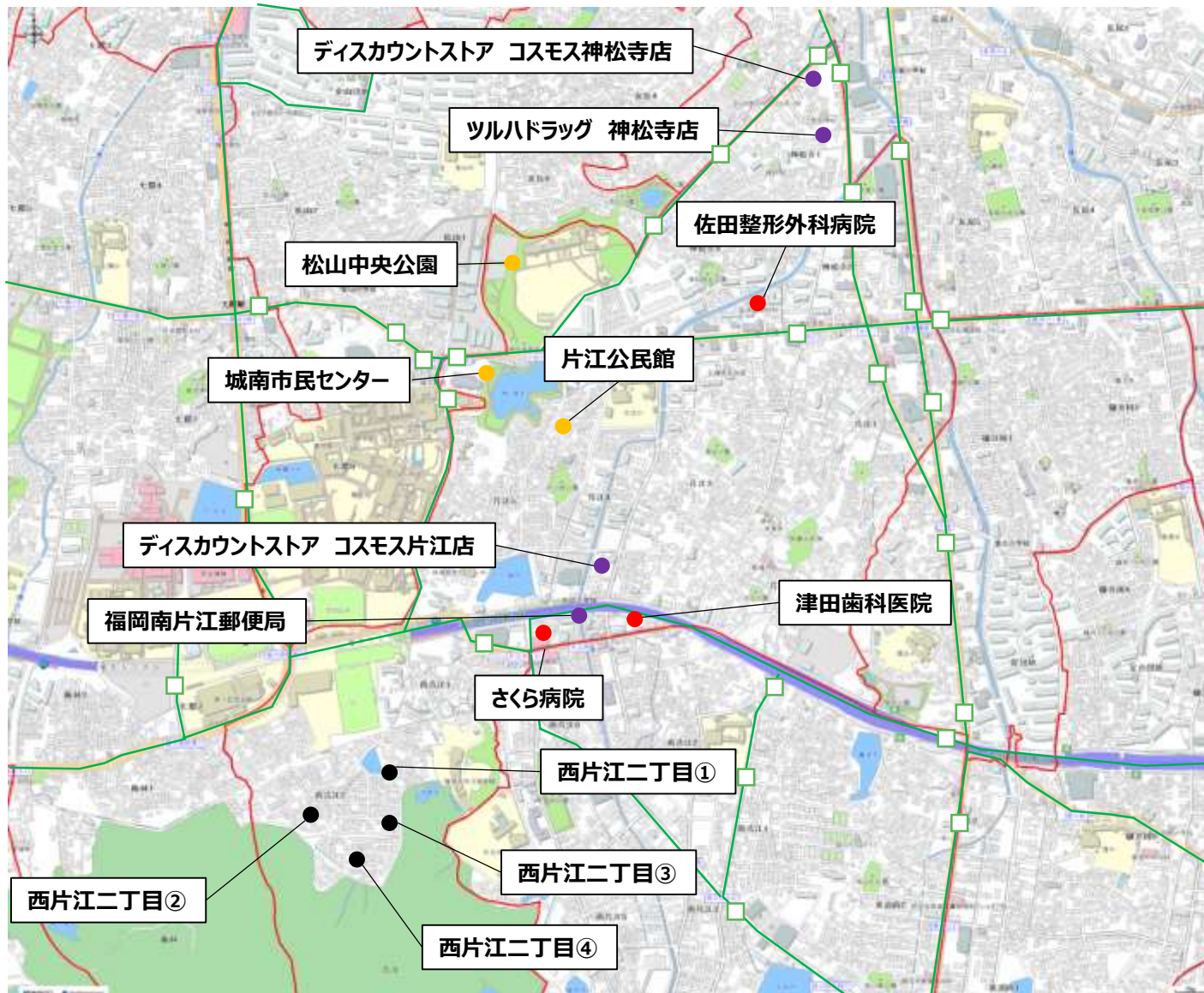
(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
①月、水、金の区域
②火、木、土の区域
に分けて運行する予定（今後協議）

片江校区

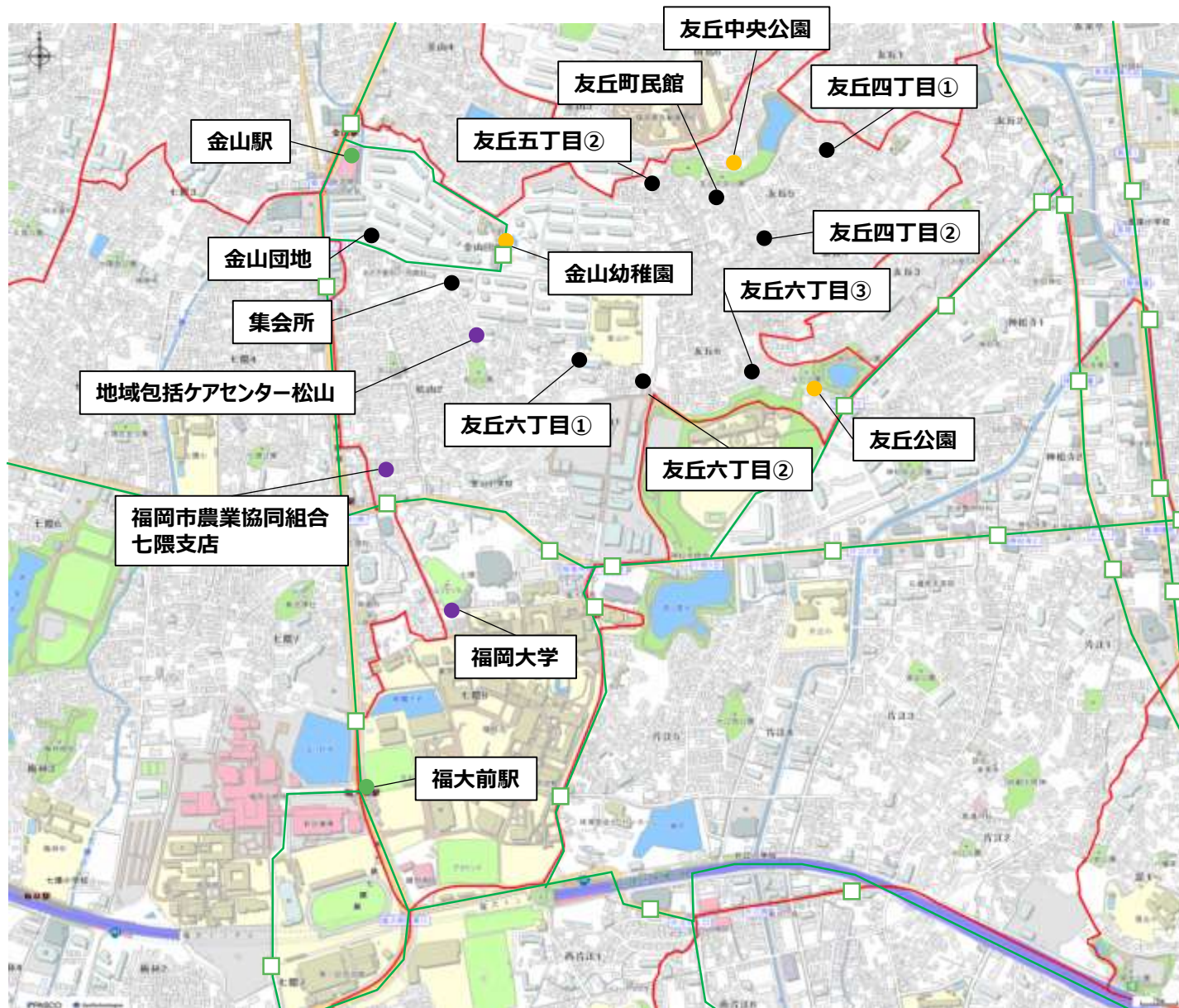


- 【凡例】
- (1)住宅地停留所（候補）
 - 住宅地
 - 公共施設（公民館・公園など）
 - 駅・バス停
 - (2)エリアスポンサー停留所（候補）（利便施設等）
 - 病院
 - スーパー
 - その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
 ①月、水、金の区域
 ②火、木、土の区域
 に分けて運行する予定（今後協議）

金山校区

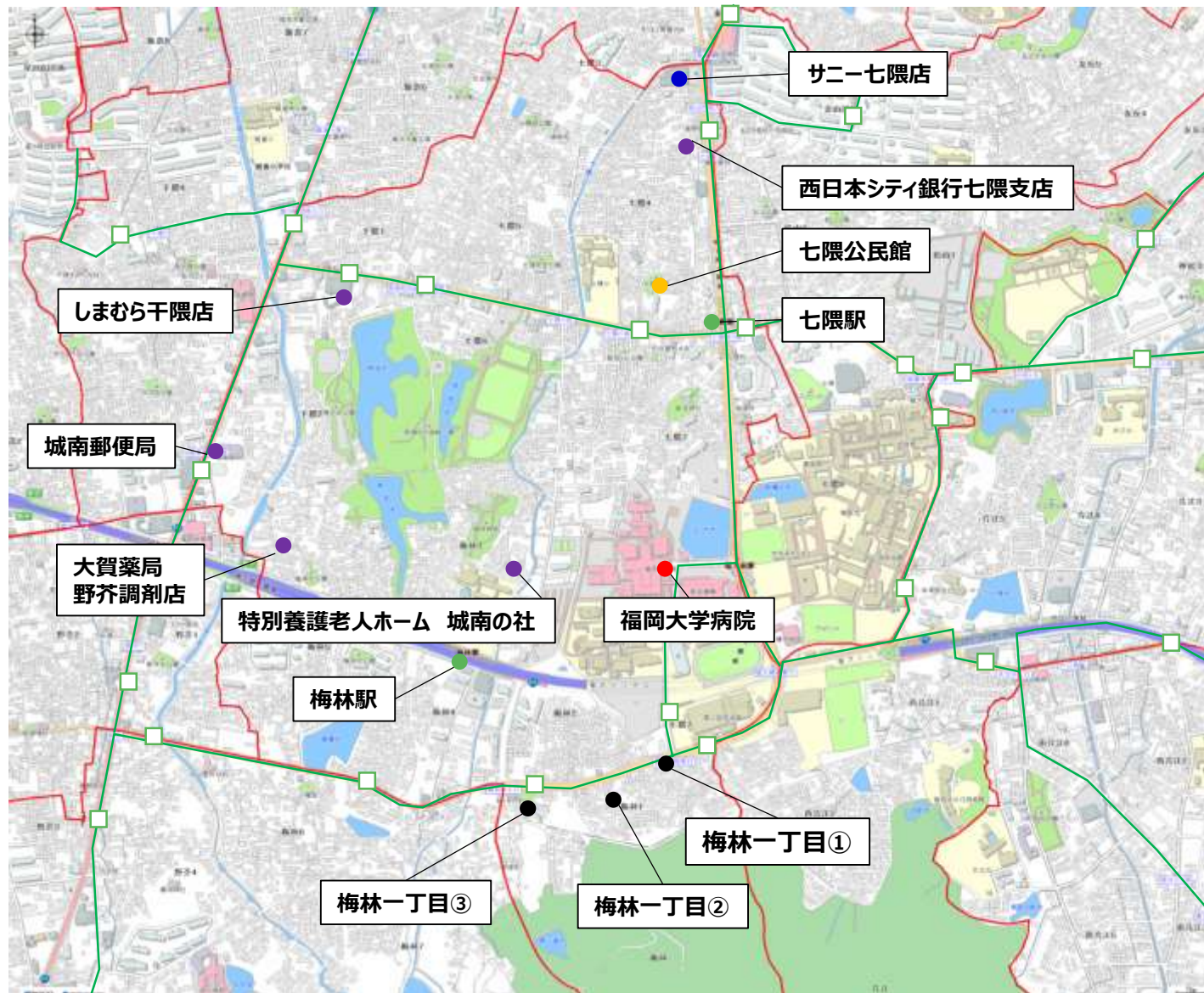


- 【凡例】
- (1)住宅地停留所（候補）
 - 住宅地
 - 公共施設（公民館・公園など）
 - 駅・バス停
 - (2)エリアスポンサー停留所（候補）（便利施設等）
 - 病院
 - スーパー
 - その他

※8/24時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案（乗り場等）を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
 ①月、水、金の区域
 ②火、木、土の区域
 に分けて運行する予定（今後協議）

七隈校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補）
（利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※8/24時点での案であり、今後、地域・交通事業者・市など関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

※運行曜日は7校区を、
①月、水、金の区域
②火、木、土の区域
に分けて運行する予定（今後協議）